

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十八年十一月十五日）

第一二九回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成十八年十一月十五日

出席した委員

戸沼幸市、石川幹子、千歳壽一、中川義英、野宮利雄、新津隆次、岡川榮司、泉 晃子、とよしま正雄、沢田あゆみ、おぐら利彦、久保合介、かわの達男、松木義人（代理：加藤交通課長）、高田茂、近藤恵美子、金山さか江

欠席した委員

喜多崇介、丸田頼一、大崎秀夫

議事日程

日程第一

議案第二三七号

新宿区都市マスタープランの改定について

議事のでんまつ

午後二時五分開会

戸沼会長 それでは、ただいまから第一二九回の東京都新宿区都市計画審議会を開会したいと思います。

欠席の状況ですが、丸田委員、喜多委員が欠席ということですので。また、新宿警察署長の松木さんが公務のため欠席なので、代理で加藤交通課長に出席いただいております。

それから、本日の署名ですけれども、岡川委員にお願いした

いと思しますので、よろしくお願いします。

それでは、きょうの日程と資料、事務局から説明してください。

内藤都市計画主査 事務局です。本日の日程と配布資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の日程でございます。

資料の一番上にありますA四の議事日程表をごらんください。本日は、日程第一、審議案件、議案第二三七号「新宿区都市マスタープランの改定について」の一件でございます。

なお、審議会終了後、第二回目の都市マスタープラン検討部会を開催する予定でございます。

次に、配布資料でございますが、まず一番上にA三、一枚で参考資料と書いてございます、都市マスタープラン検討部会長検討案というものでございます。続きまして、資料一と書いて、A三で左とじて、まちづくりの目標というものでございます。同じく資料二といたしまして、A三でまちづくり方針についてというものでございます。最後でございますが、資料四としてA四、一枚で、今後の審議日程（案）についてというものでございます。

なお、それから参考に、都市計画審議会の一二五回から一二七回分の議事録を机上配布させていただいております。

なお、地区別まちづくり方針に係る資料として、資料三から三三につきまして、事前に郵送にて送付させていただきました。本日、お持ちいただきましたでしょうか。

不足している資料、並びに郵送で送付させていただきました資料についてお持ちでない場合、事務局の方をお願いいたします。

以上でございます。

戸沼会長 よろしいですか。

久保委員が三十分ほど遅れるということですので、よろしく
お願いします。

それでは、資料等は皆さんお持ちだということだと思いき
が、では事務局、議案を朗読してください。

日程第一

議案第二三七号 新宿区都市マスタープランの改定について

内藤都市計画主査 それでは、議案を朗読させていただきます。

日程第一、審議案件、議案第二三七号「新宿区都市マスター
プランの改定について」でございます。

戸沼会長 きょうの審議ですけれども、中川検討部会長より、
基本構想審議会の会長という議論をして、調整というか、
議論した第一回目のめざすまちの将来像についての試案が提案
されておりまして、これを皆さんで審議、検討していただい
た後で、事務局からまちづくりの方針と地区別まちづくりの方
針について説明を受けて、審議をしたいと思えます。

めざすまちづくりについて、中川部会長より説明していただ
きたいと思えます。まちづくりの方針、地区別については、こ
れも続いて説明を事務局で。きょうは都市マスタープランの審
議に関連して、沢田委員より文書で意見が提出されておりまし
て、これもあわせて議論したいというふうに思えますので、事
務局から配付してください。

沢田委員は、余り長くしゃべるとあれだから、事前に文書で
言った方が効率よく議論が進むというお考えのようなので、結
構だと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、中川委員より、基本構想審議会の会長と調整した
検討部会の試案というのを説明願いたい。これは皆さんも御
存じのように、今度、都市マスタープランと、それから基本構
想という二つのものを一緒にして、一つにまとめた案として、
ソフト、ハードを入れて新宿区はつくりたいという野心的な試
みなわけですので、両部会が、あるいは両審議会が少し意見を
クロスさせて、その上でよりよいものにしよう。その扱い
等々については、議論の過程でいろいろ出てくると思えますの
で、まずきょうは中川部会長が取りまとめをいろいろやってお
られるので、それについてまず御説明をしていただきたいと思います。

それでは、よろしくどうぞ。

中川委員 中川でございます。

現在、都市マスタープランの方としましては、骨子案の検討
ということ、一月に答申案の検討をするわけですが、その前
の骨子案ということで検討を進めてきているところございま
す。その骨子案のところにおいても、都市マスタープラン、現
在、基本構想審議会で議論されておりまして基本構想であるとか
基本計画といったものと、一体的な計画にしていこうというこ
ろでございます。

基本構想審議会でのこれまでの議論をお聞きしておりますと、
基本目標を中心にいろいろと議論されているということござ
います。

本日の参考資料の右の方にございますが、昨日、十一月十四日に基本構想審議会で、少し新宿区の将来像ということが検討されたということでございます。以前に基本構想審議会の会長の方とも少し話をしまして、新宿区の将来像、これは最終的には都市マスタープランの一つの章、新宿区の将来像ということで、新宿区全体がめざすまちの姿というものと、それから各地域のところから出ております地域別のまちの姿というものも、現在のところはあわせて表記しようということでございますけれども、本日ここに出ておりますのは、新宿区全体としてどういような新宿の将来像、めざすまちの姿というものを考えるのかということでございます。

後ほど、前回、十月二十七日の都市計画審議会のときの資料がございますが、その中では新宿の将来像ということで、まだ空欄になっていたところがあるかと思いますが、その空欄のところ、どのような言葉を入れていくのかということでございます。この点につきましては、また後ほどいろいろと追加でも御説明等々もさせていただければというふうに考えております。そういった点で、新宿区の将来像、全体を通しての一つのキヤッチフレーズ、これは基本的な方針であるとか、そういうようなものも踏まえた中での一つの言葉になるかと思いますが、例えばということ、ここに枠でくくってございます三つ、この三つを併記することということではなくて、こういうようなものから一つ選択をし、区全体としてのめざすまちの姿というものを明らかにしていったらどうかというものでございます。

一つは、「区民がつくる、くらしと賑わいが融合した自治のまち」というのを、区全体の将来像としたらどうかであろうかと。

若干、コメント等も入ってございますが、内容的には、このコメントのような事柄を付記することになるかなというところがございます。

それから、別の視点から見た場合には、「わたしたちが創る子どもたちの未来、美しく持続可能なまち・新宿」というのも一つの案です。

それから、さらには「区民がつくる、くらしと賑わいが融合した自治のまち」であるとか、「わたしたちが創る子どもたちの未来、美しく持続可能なまち・新宿」というところになると、新宿のいわゆる独自性といえますか、新宿が持っている力をなかなかアピール、うまく表現できていないのではないかとというようなことで、一番下に、若干、聞きなれない言葉になるかと思いますが、新宿力という、新宿がこれまで培ってきたもの、それから現在、住んでいる人たちの多様な活力、それから知恵といったものをあわせて、ソフトもハードも歴史的なものもあわせて新宿力という言葉にして、「『新宿力』で創造する、わたしたちのひろば都市」と。ひろば都市というのは、互いに交流でき、さまざまな情報交換、そしてまた産業的な事柄についても、その次の知恵を出し合えるような、さまざまな機会、チャンス、機会が設けられるようなという事柄も含めて、ひろば都市というようなことで、一応、基本構想審議会の会長の方では、こちら辺を一つの柱にして、この中から議論を経た後、まとめていったらどうかという話をさせていただいております。

また、こういうような言葉の中に、どのようなキーワードを入れていったらいいのかということ、基本構想審議会の会長

とお話ししたときに、いろいろと基本構想審議会の委員の方々から上がった言葉であるとか、それから一つのこういうものもキーワードになるのではないかというのが右に書いてございます。

こういうめざすまちの姿という中に、現在、三つの案、この中で一つを選んでいこうということですが、右にあるようなキーワードをさらに加えたり、それから現在、この三つの中で、こういう言葉はなくして、新たなキーワードも含めて表現をしていったらどうだろうかというようなことで、現在、基本構想審議会のところでも、議論をしていただいているところでございます。

都市マスタープランのところでは、最終の構成目標からしますと、三章というところに新宿区の将来像というのがあって、その中の新宿区全体としての将来像、その言葉として何を持ち込むのかというその言葉、これが本日お出ししているものでございます。

この都市計画審議会の方でも、こういうようなキーワードを入れたらどうかとか、いや、こんなワードの方、もしくはこういう言葉の方がより親しみが持てるのか、新宿らしさというものをちゃんとアピールできるんじゃないだろうかというような御意見を賜り、それらをまた基本構想審議会の方にもお伝えして、最終的にまとめていければいいのではないだろうかというように、このめざすまちの姿ということに関しては考えてございます。そういう意味で、各委員の皆様の方から、こんなのだろうかというようなことがいただければ幸いです。

また、昨日の基本構想審議会ですというようにあった

のか、また、このめざすまちの姿というのは、ある意味では今後のまちづくりの方針というようなもの、そういうものも踏まえたと言ったらよろしいでしょうか、そういうものとか離れては成り立たないものと考えますので、そういった点も含めて、もし事務局の方からも何か補足がございましたら、追加していただければというふうに存じます。

戸沼会長 はい、どうぞ続けて。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。

お手元の資料一というまちづくりの目標という資料をお配りさせていただいておりますけれども、その中の三枚目からが、中川部会長からお話のありました将来像を具体化した目標、それからその下につきます具体的な政策ですね、そういったものを、まちづくり方針として出させていただいております。この辺について、補足で説明させていただきます。

基本構想審議会の方では、まちづくりの基本目標のたたき台ということ、お手元の資料の二ページのところに、左側が基本構想審議会で出されたものでございます。六章になっておりまして、都市マスタープラン検討部会長検討案ということで、今現在、基本構想審議会の会長さんとも、こういう形でどうしようかということ、話し合いを進めているところのたたき台でございます。

これは、一ページ戻っていただく形になりますけれども、前回、十月二十七日の都市計画審議会、将来像は空欄ですけれども、基本理念を出させていたいただいて、基本理念を実現するために四つの目標というのを掲げさせていたわけですから、この四つの目標にあと二つをプラスして、六つの目標というこ

とで、基本構想審議会の目標と整合性をとるような形、すべてのところにハードとソフトが入っていくような形で、六つの目標にもう一度、再構成できればというふうに考えたものが、二ページの右側のものでございます。

左側と右側の違いですけれども、少し色づけをさせていただいていますけれども、一章はほとんど同じという形になっております。「自治の主役」という形の言葉が使われておりますけれども、これは協働ということ、「区民が自治の担い手」というところで、少し言葉だけ変えさせていただいています。

それから、二章は全く同じという形になっています。ただ、ここでは具体的な分野の中で、一番右の端の方に、子育ての次に住まいというのを入れさせていただいております。やはり住宅というのは、二章でも人として尊重されるという中にも必要だろうということで、加えさせていただいております。

それから、三章は、言葉的には、「だれもが質の高い、安全で安心」ということで、ちよつと順番を逆にしていますけれども、内容的にはほぼ同じ言葉。ただ、中身がちよつと違っています。具体的な個別目標の二番目ですと、基本構想審議会の案では、「だれもがいきいきと活躍できるまち」なんですけれども、そこに住むということをやはり入れてあります。「だれもがいきいきと、住み活躍できるまち」。

それから、個別目標の三として、「災害に備えるまち」というのを四章、基本構想審議会では四章の二として入っているものを、三章の三という形で移動させていただいております。これにつきましては、大きな基本目標として、安全で安心というのが掲げられていますので、やはり犯罪だけでなく災害に備

えるという意味でも、三章の方が適切だろうということで、四章から移動させていただいております。そのため、主な分野のところにも、防災というのが入ってくるという形で整理をさせていただきました。

次は、四章、ここが、ハード系まちづくりというか、そういった分野が主になるところですけれども、ここにつきましては、基本構想審議会でも議論があつたんですけれども、「持続可能」という言葉が、非常に幅が広がっているんな意味に使われているということもありまして、ここについては「都市としての品格と活力があり、環境と共生するまち」ということで、もう少し区民の方が見てわかりやすいものにしていこうと、こういった言葉に変えるのはどうだろうかという提案をしております。

具体的には、四章のところでは三ですね、「都市を支えるみどり豊かなまち」というのが、今までの案の中では、一の「都市活動を支える都市基盤を整備するまち」という中の具体的な項目だったんですけれども、それをより格上げしまして、個別目標の一つとして、三、「都市を支えるみどり豊かなまち」というのを入れさせていただきました。

次の五章の「まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち」につきましては、個性豊かなとか、そういったことを少し入れさせていただきまして、「まちの記憶の再生と美しい個性豊かなまち」ということで整理をさせていただいております。それは、個別目標の地域の個性とか、そういったものを前に出したという形です。

それから、二章、言葉の追加ですけれども、「ぶらりと道草したくなるまち」を、「ぶらりと道草したくなる潤いのあるま

ち」ということで、よりわかりやすくという形で考えさせていただきますました。

次の六章が、「多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち」というのが基本構想審議会の案だったわけですが、ここについてもライフスタイルというのが横文字で、少しわかりにくいのではないかと、「多様な人が交流し、新宿らしい文化や産業を創造・発信するまち」という、区民の方がわかりやすい言葉を出させていただきました。

それに整合するような形で、個別目標の二についても、「ひと、まち、国の交流」を、「ひとの交流を支援するふれあいのあるまち」ということで、わかりやすく整理をさせていただきました。

三ページから具体的なまちづくり方針です。その例示になつております。その部分につきましても、基本構想審議会が出された案をもとに、少し都市計画審議会として、こういった形で追加するとか、修正したらいかがでしょうかということ、考えたものを出させていただきました。

これにつきましても、わかりやすくということと、あと区民からいただいています提言書をもとにする。それから、都市マスタープランの整合性も、ある程度、配慮したものと、こういう三点の視点から追加等をさせていただいております。

基本的な考え方としては、都市計画審議会で審議したまちづくり方針は、青字という形で入れさせていただいております。それから、赤字は基本構想審議会起草部会たたき台のもので、けれども、都市マスタープランに関係が深い部分ということで、提示をさせていただいております。

具体的に見ていただきますと、一章は全く同じでございます。ここについては、協働とか、そういった形ですので、同じような形であるだろうと。

次、四ページにいけますと、二章の二、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の中に、です。「子どもの安全と子育て支援の環境づくり」というところに、具体的なまちづくり方針の二番目に、「子育て世帯への住まい支援」というのを追加させていただいております。

次が、四ですね、「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」、その「生涯にわたる学習・スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境の充実」、そのまちづくり方針の三番目に、「まちづくりに関する学習活動への支援」ということで、まちづくりに関するやはり教育、学習ですか、そういったものも一つ追加として入れております。

次のページ、五ページをごらんいただけますでしょうか。五ページは、第三章、「だれもが安全で安心な、質の高いいきいきとした暮らしを実感できるまち」というところで、その二としまして、「だれもがいきいきと、住み活躍できるまち」。ここに、住宅ですね、住宅・住環境について追加しまして、強化をさせていただいております。

個別目標の「誰もが住み続けられる住宅づくり、だれもが安心して暮らせる住まいづくり、住生活の豊かさを実感できる住まいづくり、安定した居住を確保できるしくみづくり、地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり、こういった個別目標を追加したらいかがでしょうか」という案になってございます。

次に、個別目標の三、「災害に備えるまち」、ここは全部追加という形になっています。具体的には、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり、防災拠点と避難施設の充実、建築物・都市施設等の安全性の向上、総合的な治水対策の促進。は前からあった部分ですけれども、このまでの部分を追加しております。

次に、六ページをごらんいただけますでしょうか。

六ページが、第四章、「都市としての品格と活力があり、環境と共生するまち」という形です。ここも大幅に追加して、再構成したいな形をさせていただいております。

一、「都市活動を支える都市基盤を整備するまち」。としまして、人にやさしい乗り物への質の改善、人と環境に配慮した道路整備、歩きたくなる歩行者空間の充実、交通需要の管理、だれもが自由に行動できる都市空間づくり。既存のものもありますけれども、それをもう一回追加して、よりわかりやすい形で再構成をさせていただいております。

次は、二ですね、「環境への負荷が少ないまち」。ここにつきまして、の持続可能な資源循環型のまちづくり、の地球温暖化対策の推進を追加しております。

次が、三の「都市を支えるみどり豊かなまち」。この部分につきましても、緑は従前は施策の中の一つだったんですけれども、個別目標に格上げをしております。中身を追加しています。

みどりの骨格をつくる、みどりを残し、まちへ拡大する。みどりの質の向上、「地区の庭」である魅力ある公園や公施設などの緑づくりの推進。こういった四項目を追加いたします。

次のページをごらんいただけますでしょうか。七ページです。七ページが第五章、「まちの記憶の再生と美しい個性豊かなまち」。ここにつきましても、「ぶらりと道草したくなる潤いのあるまち」の、だれもが自由に行動できる都市空間づくりということ、再掲になっておりますけれども、追加をしております。

次が、三、「歴史と自然を継承した美しいまち」ということで、地域特性に応じたきめ細やかな単位での景観ですね。

賑わいと潤いのある都市景観の創出、水とみどりを活かした景観形成、良好な眺望景観の保全、多様な主体との連携による景観まちづくりの推進ですね、「進」が抜けています。推進までを追加して、位置づけさせていただいております。

以上が、都市計画審議会として議論をいただきたいまちづくりの目標の部分となっております。よろしく願います。

戸沼会長 大分、一気に書き込んで進んできた印象を受けまされども、きょうは基本構想部会と、こっちが一緒につくるまちのソフト、ハードを含めたキャッチフレーズですね、これが、どの辺が、この辺がよろしいとか、あるいはもうちょっとこういうアイデアも、具体的に例えばこういうのはどうかというのがあれば、またどんどん発表していただきたいというふうに、きょうで決めるというわけではないと思いますので。たたき台みたいのが出たので、中川部会長が示した、基本構想部会と議論した結果が一つと、それからまちづくりの目標ですね。これでは、この二つの資料を素材にして、ここで議論をしていただきたいということですね。

まず、御質問等ありましたら。それから、沢田委員の出され

たのも、その議論の中で随時言っていたと。殊に、基本理念とか、その辺はちよつとこれに関係すると思えますので、言っていたとということでもよろしいですか。

それでは、どなたからでも、まず御質問あるいは御意見も含めて。

はい、どうぞ。

久保委員 遅れてきてすみません。

今、説明いただいた最後の七ページの一番左上なんですけれども、「まちの記憶の再生と美しい個性豊かなまち」というのが真つ先に出ていますけれども、実はきのうの基本構想審議会でも、まちの記憶の再生ということが問題になって、基本構想も同じですけれども、これも新宿区民全体のものでなければいけない。それなのに、まちの記憶の再生という、本当にわけのわからない言葉で区民のものにできるのかという議論が相当なされました。もしかすると、これが消えるかもしれないということも考えたときに、都市マスタープランと基本構想での修正が、どういふふう調整されるか、整合性を持たされるのかということだけ聞いておきたいと思えます。

戸沼会長 はい、どうぞ。

橋口副参事 それにつきましては、また、きょうの議論をもとに、中川部会長の方で引き取らせていただきまして、部会としてもう一回、基本構想の起草部会と、両部会で話し合いをさせていただいで、最終的な整合を図っていききたいというふうに考えております。

戸沼会長 これは歴史とか、そういうことじゃないんですか、まちの記憶というのは。例えば、いろんな文化財があるとか何

とか、そういうことじゃない。

橋口副参事 実は、今、久保委員からお話のありました「まちの記憶」の再生というのが、わかりにくいんじゃないかというのが、基本構想審議会でありました。そういった意見がありました。

あと、持続可能につきましても、二ページの左側が基本構想審議会の案なんですけれども、二ページの左側ですね、この六つの目標。これについて特に議論があったのが、四章の持続可能なところがちよつと議論がありました。左側の四ですね、ローマ数字の四番目の「持続可能な都市と環境を創造するまち」というのが、いろいろ定義があるんじゃないかと。持続可能な成長というのがもともとあったわけですけれども、それが持続可能な都市というふうになったときに、少し概念が広がっているのではないかと、あと環境とか、そういったものに逆に限定されてしまうのではないかと、いろんな意見がありました。

それから、もう一つが、五番目の「まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち」というところの「まちの記憶」、これが一般の区民の方にはわかりにくいのではないかと。会長等からは、逆にそういった「まちの記憶」というのは、経済も含めて、いろんな意味で、歴史とか、そういったものを生かしているという考えだという説明はあったんですけども、ただ委員さんの中からは、その辺がちよつとわかりにくいというお話がありました。そういったところが大きな、この六つの目標に対しての意見だというふうに思っております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

中川委員 昨日の基本構想審議会では、この二ページでいうと、左のワードで流れていると思います。都市マスの方からすると、まだ会長と、それから事務局の方でちよつと打ち合わせたところでは、このままの言葉では、少しわかりづらいところであるとか、それから都市マスとの連携というところからすると、ワードとしてこういう言葉が入った方がいいのではないかということで、右のものについては、今のところは御提案をしていると。基本構想のところでは、まだ検討はされていないということ、それぞれのところではいろいろと御意見が出た上で、さらにこれを調整しようということになります。

戸沼会長 これ二つは、同じ字面で出てくるわけですね。

中川委員 最終的には、同じ字面。それから、基本目標は、仮に基本構想が五つになったとすると、都市マスの本文といいますか、そちらもその五つの中にまとめ直すという、そういうような形をとろうと思っております。

戸沼会長 その場合あれですか、主な分野というのが帯でありますね。その項目は、必ずしも一致しなくてもいいわけですね。都市マスの方と基本構想の方は、ちよつと分野が違うから一致しないでいいんですね。そこも一致させるんですか。

中川委員 恐らく基本構想のところでは、個別目標というところに関していろいろと書き込んでこられるかと思えます。それを書き込むときに、都市マスの方としては、この主な分野であるとか、先ほど事務局の方からございましたが、まちづくりの方針という幾つかの言葉が入っておりますけれども、そういうようなものが、文章を実際に起草するときに、キーワードとして入ってくるような形がとればと。

また、都市マスタープラン独自のところでは、当然ながらこのようなまちづくりの方針、あくまでも例示の段階ですけれども、そういうところの一つの中心になり、地区別の話であるとかというものを、ちゃんと位置づけることになる。

戸沼会長 逆に、個々の言葉がどうだという議論にまできているということは、かなり深くきているような、项目的には何か近寄ってきているという印象ですけれども、では皆さんの御意見なりもどうぞ。

沢田委員、どうぞ。御意見もあるようでしたら。

沢田委員 この資料は、要するにきのうの基本構想審議会が出た意見を反映されているわけではなくて、きのう議論した時点でのたたき台の基本構想審議会のもの、あと都市マスの検討部長検討案ということとを並べただけということですか。

橋口副参事 はい、それを並べただけです。

沢田委員 ですから、さっき出たような、まちの記憶の再生というのは、例えば歴史とか、あと緑を大事にするとかということなんじゃないかという意見が出たのと、それからやっぱり項目が、歴史の部分では、むしろ六の多様な人や交流の概念という、何ですか、新宿的ライフスタイルと前に言っていたもの、そこに文化とか歴史が入ってしまっているんですね。だから、そこはむしろまちの記憶の再生というか、歴史につながるものだからむしろ五章じゃないかとか、そういう意見も出ていたんですけれども、それも含めてここはこことしての意見を出して、それで両方でまた今後すり合わせをしていくということですよ。

戸沼会長 逆に両部会に出ておられる委員は、重要なつなぎ

役ですね。久保委員、沢田委員。

沢田委員　それで、都市マスタープラン検討部会長検討案と
いうのは、これはこの都市マスの部会長さんの案として出され
ているんですね。

これ、きのうは基本構想審議会の方では、一応議論が終わっ
た一番最後にこれが出されてきていて、会長さんの案というか、
たたき台とか、たたかれ台とか言っていましたけれども。

中川委員　こちらの方の、めざす姿の。

沢田委員　そうです。めざすまちの姿ですね。そういう形で
出されてきたので、基本構想審議会の方では、ほとんど説明だ
けで議論はしていなくて、それで右側に書いてある基本構想審
議会が出された「めざすべきまちの姿」のキーワードって、こ
れはにぎわいと安らぎが調和したまちということところまでは確か
に議論の中で出た言葉なんです、そこから下の成熟都市、国
際都市、共生都市、この辺は会長さんの全くの試案としてずら
つと並べられてきただけのものなので、全く議論の中で出た言
葉ではないんですね。

だから、むしろここでの議論の方が先行するということだと
思いますので、それを踏まえて私も議論に参加したいと思いま
す。

戸沼会長　久保委員、いかがですか。

久保委員　はい、結構です。

戸沼会長　それでは、どんどん議論してもらおうということ
きょうの審議は、この後、もう一つ、地区別のものがあるん
ですね。

橋口副参事　はい、部門別の追加と地区別の方です。

戸沼会長　それをずらっと、ひとつ御披露いただくというこ
とで、これについての議論はいつまで、何時まで、どのぐらい
時間とっているの。

橋口副参事　四十五分です。

戸沼会長　四十五分ほど。三時半までいいの。三時半までい
いです。時間あるようでないようで、ないようであるよう
から、どんどん言ってください。集約して、集中的にイメージ
を出していただいて。

はい、どうぞ。

かわの委員　具体的な検討に入る前に、私もきのうの基本構
想審議会の傍聴もちょっとしてみただけですけども、改めて今
の話をずっと聞いてみてもそんなんですけれども、基本構想と
基本計画と都市マスタープランというのは、どういう位置づけ
をされていて、どういう関連と関係なのか、どっちかという連
関というふうに言ったらいいかもしれませんけれども、多分、
基本構想というのは一番上にあるものだと思うんですね。基
本計画と都市マスタープランとは、どういう位置づけにしたら
いいのかな。

例えば、今の話だけでも、将来、五つになったら、都市マ
スも五つにしますというふうになるんだしたら、ずっと一連の
今のいろんな報告を見ると、どっちかでやるか、一緒にやった
方がいいんじゃないかなというふうに思ったりするし、その辺
の位置づけがいまいち、もともと余り僕はよくわからなかった
んだけれども、ここへ来てますますこういう方向が出てくると、
基本構想と都市マスタープランということでは、多分、基
本構想が上にあって、それに基づいてハード、ソフトを具体化

するというのは都市マスタープランでしようけれども、基本計画との関係というふうになってくると、きょうまた議論したところを、また基本計画に持っていくんですか。

戸沼会長 私 の 理 解 で は 、 基 本 構 想 と い う の は 、 法 律 で い え ば 自 治 省 の 系 統 の 法 律 に 基 づ く そ う い う 作 業 で 、 こ れ は 自 治 体 と し て は 出 さ な き や い け な い 法 律 、 体 系 で す よ ね 。 そ れ は 、 在 来 そ れ は そ れ と し て 、 主 と し て ソ フ ト を 扱 っ て い た ん で す ね 。 ソ フ ト 的 な 福 祉 だ と か 、 そ っ ち に 重 点 を 置 いた 構 想 な り 計 画 だ っ た り し た わ け で す ね 。 そ れ に 対 し て 、 都 市 マ ス タ ー プ ラ ン と い う の は 、 都 市 計 画 法 の 中 に 書 か れ て い る 法 の 体 系 の 中 で 、 都 市 の ハ ー ド に つ い て の 基 本 的 な ア イ デ ア と か 、 理 念 と か 目 標 と か を 書 く も の な わ け で す ね 。 そ れ が 、 今 度 、 ソ フ ト と ハ ー ド を 別 々 に 分 け る と い う や り 方 が 少 し 、 こ こ に きて 問 題 で は な い か と 。 例 え ば 、 住 宅 と い う テ ー マ を 取 り 上 げ て も 、 そ れ は 少 子 高 齢 化 み た い な こ と も あ る の で 、 福 祉 み た い な こ と に 非 常 に か か わ る ん じ ゃ な い か 。 そ こ に 、 ハ ー ド の 計 画 を 一 緒 に 議 論 す る ベ ー ス も つ く ら な き や い け な い ん じ ゃ な い か と い う よ う な こ と が 各 所 に 出 て く る の で 、 緑 と か 環 境 と か も そ う で 。 そ う い う 意 味 で 、 二 つ の も の を 一 緒 に し た 体 系 と し て 新 宿 区 と し て は 持 と う と 。

だ け ど 、 法 律 的 に は 、 例 え ば 都 市 マ ス タ ー プ ラ ン 、 こ こ ま で で す よ と い う の と 、 そ れ か ら 基 本 構 想 で 扱 う ソ フ ト の 方 は 、 こ こ ま で で す よ と い う の は ク ロ ス し て 出 て く る も の だ か ら 、 そ の 書 き つ ぷ り は な か な か 難 し い と 思 う ん で す ね 。 そ れ で 、 き れ い に 分 か れ る ん じ ゃ な く て 、 あ る 意 味 で は 都 市 マ ス タ ー プ ラ ン と い う の は か な り ダ ブ っ て い ま す か ら 、 ダ ブ っ て い る と こ ろ を 含

んで、両方に同じ記述が出てくるような形を、これは都市マスタープランですよという形で、国なりほかの人たちも出せるようなスタイルに。それから、こっちはこっちで、基本構想として必要があれば、外へ出るような出し方で、こっちも含んで出せるような、二面性を持った形で、それぞれの法律には対応しよう。ただ、やっているものは、かなり区としては一体的なものなので、切り分けられないので、そういう試みをしようじゃないかということが発したので、中身の位置づけについては、かなり工夫がいるんですね。

例え、それがいろいろ面倒になるよ。いろんな、これ、どっちがやる。そうすると、行政の内部も、一緒に扱う部門が、ソフトとハードを含めて将来像をつくったり、それから具体的な施策をするときには、ひよっとすると組織の内部まで、かなりクロスした形のそういう役目を持った部隊が出てこなきゃいけないとか、実はかなり野心的な試みなので、これは今までほかの自治体でやったことがないんだそうです。だから、そこが、逆にどうしたらいいかというのは、こっちでちょっと決めないといけないと思うんですね。

私の感じでは、基本構想というのが上でというよりも、この審議会と、それから基本構想審議会とは対等の立場なんです、それと同じものをつくと。ただ、書き方としては、基本構想という、例えばキャッチフレーズみたいなものは、章の組み立てでは、少し基本構想という形が座りがいいので、そっちの方を頭出しして、それをフォロワーしながら、実質的にはそこをサポートしていくという感じではないかと思うんですね。

ですから、ちょっとその書き方は、恐らく幾つかのタイプが

あると思うんですが、初めてなので、ほかの事例が余りないので、ただわかりにくいだけだとちよつと困るので。だから、ある意味では、都市マスタープランとしては、実質的にこの部分は、はつきり都市マスタープランとして出せるよといふのは担保しなきゃいけないと同時に、ソフトの部隊については、ちよつと入り込んで、そつちも一緒に入ってくれよという感じで、この都市マスタープランの審議会は持つていったらいいかがかというのが私の感じなんです。

ですから、これはこれで、かなり僕の感じでは、都市マスの方の部隊の方が少し進んでいるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。恐らくかなり具体的で、やることはつきりして、具体的な政策か何かがあるので、むしろそこからきて、それで頭のキャッチフレーズは、むしろ基本構想審議会とどう調整するかと、こつちの意見が入った形で、それを修正するなり、提案するなりということ、どうも見ていると並列しながら、お互いにやつていくとえらく大変なので、むしろ編集の方針みたいな感じがするんですね。都市マスタープランみたいなものを、ある程度実質的に担保しながら、しかしソフトの話題もいっぱい入ってくるので、殊に考え方とか施策とか、環境とか、それから住宅、それから子育てとかなんか、そういう住に關係するような分野については、相当、基本構想、基本計画の中でうんと言つていただくと、そこが相互に矛盾しない形で書き分けられればいいのではないかという感じなんです。

だから、これが面倒くさいだけだったら分かれていた方が、こつちはこつちでやれるということなんです、ちよつと新しい試みなので、一工夫して、私もどうすればいいか必ずしも明

瞭ではないんですが、今までの動きを見てみると、少しこつちが先行しつつ、しかし理念的なこととか、ソフトなことは少し言つていただいてあわせていくという、そういう感じですよ。

久保委員、どうですか、そういう感触じゃないんですか。

久保委員、そうだと思いますけれども。

戸沼会長、はい、どうぞ。

野宮委員、今のお話で幾らかわかったような気もするけれども、かわの委員も発言したように、きょうの初めからの議論は、基本構想審議会委員でない者は何もわからない、比較の対象がわからないんですから。ですから、ああいう議論は、私は審議のやり方としては、都市計画審議会委員としてはよくわからないと言っただけですね。

今の会長の説明で幾らかわかったような気はしますけれども、やはり区別して、いかがですか、都市計画審議会でマスタープランのイエスかどうか、並行するか、それを御審議されて、出た結論を上の方で、基本構想でやるのは御自由ですから、そういうふうな審議をしてもらわないと、きょうの中で基本構想審議会委員でない人は何人おりますか。

戸沼会長、大体ないです。大体基本構想審議会委員ではないです。

野宮委員、三人も委員会に出てやっていますよ。

戸沼会長、基本構想審議会は傍聴できることはできるんですけれども、時間的にタイトなんで、必ずしも出席するのは難しいので、私も事務局から聞いた तरी しています。

野宮委員、そういう方法で審議していただければと。

戸沼会長、はい、どうぞ。

かわの委員 というのは、基本構想審議会の中の基本計画の中に、例えば基本施策という、これは僕ももらった資料なんですけれども、その細かいところを見ると、まさにここで議論するようなことが、全部ずっと計画として出ているわけですよね。だから、ここは極端に、気にしないと云ったら変だけれども、余り気にしないで、とにかくここはこととして都市マスをつくっていくんだと。それは、別にここですすぐできるわけじゃなくて、それをいろいろ骨子にして、そういうふうになるから、基本計画との関係は余りあれしないで、ここはここだけでとりあえずつくってみようということであれば、それも僕は一つの手だと思えますけれども、どうも基本計画の基本施策なんていう具体的なところまで基本構想審議会の中で議論をしているところを見ますと、何となく向こうが二番せんじなのか、こっちがどうなのかは別にしても、そういうところがあつて、こっちにいる人たちは、みんな両方に出ているからよくわかつているんじゃないけれども。どうもね、結局、一体、我々は何を議論して、何をつくれればいいんだということになってしまふ気がするものですから。これだけにしますけれども。

戸沼会長 非常に違うのは図面が出てくるんですね、我が方の場合は。全体の図とか、それから地区別の図がずっと出てくるわけです。だから、その分野は、基本構想では出てこないで。基本構想は文言なんです。だから、結局、その地図をこっちが出すと、やっぱりインパクトありますから、新宿区の本構想、基本計画の実質部分、殊にフィジカルをベースとした実質部分は、ここが全部責任を負うという形で、えらく具体的ななんです。

ですから、僕は基本構想の方の説明をちょっと受けましたけれども、今度のこのつくり方というのは、住民参加という形を徹底してやったわけですね、区民参加、住民参加。四百人に及ぶ住民の方とか地区別協議会とか、その意見を非常に広範囲に吸い上げて、それを反映している。それは、恐らく基本構想部会は、それをもろに受けとめていると思うんですね。ですから、今度のつくり方の一つの特徴は、やっぱり住民参加スタイルを徹底してとつたということ、それからこれは二つですから、この二つのまとめ方、皆さんの。

久保委員、どうぞ。

久保委員 何か僕の発言で時間をとってしまったって申しわけないから言わせてもらいますけれども、私はそれぞれの立場が違っている審議会で論議しているんですから、それは自由にやればいいわけで、問題は、整合性を保たなきゃいけない性格の二つの基本構想であり、マスタープランですから、それをどうするんですかと聞いたときに、中川委員もお話したように、それぞれを会長を初め担当者が、責任を持って最終的に調整しますということだから、僕はそれでいいんであつて、議論なんか要らないと、僕はだから了解ですと。

戸沼会長 ちょっと私はかなり、私なりの理解ですから、ほかにこういう解釈もあるよということであれば、それも含んでやればいいと思うんですが。

はい、どうぞ。

石川委員 すごく単純な質問なんです、こういう形で前回の都市計画マスタープランがございますよね。普通ですと、これを見直して、要するに都市計画マスタープランを今回、もし

一緒になったら、一緒になるわけですけども、そうしますと
どういふふうになるか。都市計画マスタープラン、基本構想、
基本計画、一緒になるんですか、それともやはり単独で、そこ
がよくわからない。

戸沼会長 はい、どうぞ。

とよしま委員 もう一回、説明してもらったらどうですか、
改めて。

橋口副参事 以前、出させていただいた資料で、都市マスタ
ープラン構成イメージというA三判の縦のものが、その中に
……

石川委員 一冊になるわけですね。名前は変わるわけですね。
橋口副参事 はい。それで、従前は基本構想というのがあつ
て、基本計画があつて、都市マスタープランというのがあつた
わけです。別々の計画が、上の方ですね、あつたわけです。今、
石川委員が、お話がありましたように、都市マスタープランと
いうのは独立した方針としてあつたわけです。

それが、今回、昨年度から見直しに入ってきたわけですね
ども……

石川委員 私が聞いているのは、都市マスタープラン、要す
るに名前が、都市マスタープランという名前はなくなつてしま
つて、基本構想になるんですかと。

橋口副参事 いえ、それが下の方を見ていただくとかわかるよ
うに、基本構想というのは、まだ一体になったときにもあるわ
けですね、これは。それと、その下に、都市マスタープランと
基本計画が総合化した計画ということで、名前も決まっていな
いんですけれども、「まちづくり総合計画」とか何とか言うん

ですか、そういったものが、一つでき上がるといふ形になりま
す。その中の一章、二章というのは一緒につくる、それから三
章も、今、きょう議論しているめざすまちの姿ですね、これも
一緒につくるよ。四章の部分は、どちらかというと都市マス
タープランが専管するような部分、都市マスタープランのプロ
パールの部分として、都市構造、土地利用、都市交通、みどり・
公園、景観まちづくり、それから防災まちづくりという方針が
入ってくるという形になるといふふうになると。

石川委員 内容はわかつたんですけども、そうすると都市
マスタープランという名前はなくなつて、まだよくわからない
んですけども、基本構想兼都市マスタープランと基本計画、
何かそういう複雑な名前になるということですか、まちづくり
何とかとなるんですか。

橋口副参事 あと、先ほど会長もお話されていましたように、
そういった形で都市マスタープラン自体がわかるように、抜粋
版というのはつくろうと思っております。総合化した計画と、
それプラス都市マスタープランの部分を抜粋した部分はわかる
ような形で……

石川委員 でも、それは不可分ということなんですよね、結
局。

橋口副参事 不可分で、一体化した計画はもちろんつくりま
す。それがありますけれども、それプラス、抜粋した概要版み
たいなものをつくらうという形で考えております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

平山都市計画部長 都市計画部長、平山です。あちらに企画
政策部長もいますので、今後その辺のことも含めて調整します

けれども、お互い違う法律、先ほど会長もおっしゃった地方自治法と都市計画法、それぞれ二つの法律ですから、それぞれに必要な場合があると思いますので、例えば東京都から都市マスタープランとして提出せよと、そういうことも当然あり得ますので、その場合、当然抜き刷り、言い方が正しいかどうかは別として、そういうものはつくらざるを得ないのかなと、私どもはそう思っているところでございます。

戸沼会長 ちよつとそここのところ整理しないといけないね。例えば、これは僕が言うところのもおかしいんだけど、基本構想という名前と都市マスタープランというのは、法律的には並列しているものなのね。だから、並列しておいて、さらにめざすべき新宿区の将来構想とか、別の名前が一つあって、それで二つの法律的な体系がぶら下がっているという形の方がわかりやすいんだな、多分。いきなり基本構想だよね、基本構想というものの中に都市マスタープランが入り込んでいるというイメージにちよつとなるような気がするんだけど、法律的にはもともと別なのね。だから、基本構想というのは、普通で言う基本構想というのは、フィジカルなもの前にあるよという理解ではいるんだけど、法律的に別なものを呼びならわしているの、さらに新宿のめざすべき姿とか何か、めざすべき姿のプランとか何かという形にしないと、二つ切り分けてこないんじゃないかという感じがちよつとするけれども、どうその辺は。

橋口副参事 その辺は、そういった形になると思います。都市計画法十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針というのが、都市マスタープランですので、そういった

たものがわかるような表示をきちんと考えていきたいと思っております。

それから、平成八年におきましても、都市マスタープランの本編のほかに、こういった概要版というのをつくっているんですね。むしろこれの方がわかりやすいという評判があるんですけども、こういったものも、当然今回つくろうと考えております。

戸沼会長 ちよつとこれを議論すると長くなるので、恐らく両部会長と、それから両会長も入ってもいいんですけども、少しその辺の切り分けを事務局と一緒に、企画部長、都市計画部長とで少し議論してもらって、そこをもうちよつとわかりやすい形で次回までに整理することにしませうか。

石川委員 一点だけ。やはり今、私たちは、平成十八年というところで議論をしているわけですけども、やはり都市計画、積み上げですので、やはり十年前はどうだった、その前はどうか、これから十年後、二十年後というときに、やっぱりそういう形で、歴史の中できちつとどうなっていたかというのが検証されるような仕組みというのは、なくなつてはいけないし、そこだけは私はやっぱり、今ここでやっているから、今の時代の人には全部御破算というのは、そういうスタイルというのは、おかしいと思います。

橋口副参事 その辺につきましても、前回もお示しさせていただきましたけれども、現在の都市マスタープランがどういふふうになっていて、それが十年間どういふ形でやってきて、今回、区民会議からの提言がどういふふうになってきたという形をきちんと踏みまして、それで新しい方針というのを位置づけ

ていこうというふうに考えております。

石川委員 それは理解しております。

戸沼会長 私の感じでは、今までに基本構想の部隊の人たちとか、住民のいろんな参加した人たちの意見や何か、かなり入り込んだ形の都市マスを、今つくり出しているということだけは確かだという感じはするんですね。だから、プラスして。それとして、私どもとしては、いい計画をつくっていくということとで、その先はちよつと両部会長に調整していただくということとでどうでしょう、事務局も入って。新しい試みなので、複雑さと明快さと両方あるようにして。

中川委員 それと、この審議会でいただいたものを、この後の部会のところでも、またちゃんと議論して、それを踏まえて基本構想の方とも、さらに話を煮詰めたいというふうに思っています。

よろしく願います。

戸沼会長 それで、両方がやつぱり扱っている素材が違いますし、委員も違いますので、スピードがちよつと違うと思うんですね。割に早く終わりそうなものと、割に幾ら議論しても果てがないという議論と、財政等々、入ってくると答えが出ませんので、こつちも、我が方としてはできるだけ、できる範囲の形で先へ進むという格好にしたいと思いますが、その辺でよろしいでしょうか、扱いについて。

それでは、キャッチフレーズは何か感触ありますか、今こういう試案が出ましたけれども。この中で選ぶとしたらどうかとか、ちよつとこれではぐあい悪いとか、これも悩み出すと切りがないんだけれども。各区、似たようなことになりそうなので、

いろいろ工夫して、新宿力なんかできたりしているようですが、これは部会長、どうですか。

中川委員 この中の一番上のものは、実はまちづくりの基本理念で前回お出ししたのが、くらしと賑わいの交流創造都市というのが、実は都市マスの方の一つの基本理念として出したものです。少し議論していた中では、くらしと賑わいの交流創造都市というようなものは、基本理念というよりも、めざすまちの姿的などころじゃないだろうかということで、そこら辺の言葉を使って、その前後に若干プラスして、区民がつくる、くらしと賑わいが、交流をやめて融合したというような言葉にここではしている。

ですから、ここら辺の言葉は、まだまだいろいろと変わるし、こういうものがいいというのがあれば、ぜひいただければというところですよ。

戸沼会長 どうぞ。

おぐら委員 今、中川委員おっしゃったように、私も一番上の「区民がつくる、くらしと賑わいが融合した自治のまち」というのが非常にいいのかなと思っただけですが、その後の基本理念がどうしてもダブってきてしまうということで、この基本理念の方をもう少し変えるということも可能なわけですか。

中川委員 基本理念に關しましては、これも基本構想の方と少し話をしているところなんです、実は前回のといいますが、現在の基本構想の基本理念というのは、三本の柱でできている。いわゆる人と方法と地域ということ、人間性の尊重であるとか、自立と交流、連帯であるとか、地域性の重視と、その三つのワードが基本理念としてあったものですから、その基本理念、

どうあればいいのかというのは、これは基本構想のところでも恐らく今後、まだ十分議論されていないと思えますが、そういうようなものと、それから都市マスの方の基本理念、もしくは都市マスタープランとしての基本方針として、こういうような言葉が出てくるのかもしれませんが、基本理念として十月二十七日の一つだけでいくのかどうかということも、また少し検討させていただければと思います。現段階においては、こういう方向が都市マスとしてはいいのかなと。ただ、これが新宿の将来像的なところに、言ってみればちよつと格上げされたようなことになった場合には、再度検討をする必要があるということだと思います。

戸沼会長 今の区長さんは、歩きたくなる新宿とか、それから賑わい、くらしも一番、賑わいも一番と。

そのほかに、何かいいアイデアがあつたらどうぞ。はい、どうぞ。

野宮委員 言葉の問題かもしれないけれども、都市計画法十八条の二という説明がありましたね。この第一項を、私、見直しているんですけども、先ほど来、言っている基本理念とか、マスタープランとかつて、並列的な上下があるような言い方な、はつきりしません、十八条の二では、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想、これはできていますか。これが先ほどから言っている基本理念をおっしゃっているんですか、どっち。

橋口副参事 御指摘のとおりでして、地方自治法の第二条に規定する建設に関する基本的な構想ですね、それが今言っている、先ほどから議論になっていきます基本構想です。

野宮委員 十八条の二の第一項の基本構想。

橋口副参事 に書いてある建設に関する基本構想。

野宮委員 そうすると、この基本構想に反した都市計画マスタープランはできないでしょう。十八条の二の二項、三項、四項の基本構想に反するマスタープランはできないんじゃないですか、そうでしよう、十八条の二。そうしたら、議論しているのは、基本構想ではこうで、マスタープランではこうだという議論が当てはまらないんじゃないですかね。基本構想をびたつと押さえて、あとはどうするかという、あとはその下の問題でしょう。だから、先ほど基本構想審議会と言ったのは、一体何の委員会なんです。議決したならば、基本構想審議会なんてあるんですか。そこを教えてください。

橋口副参事 都市計画法十八条の二では、市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするという形で規定されています。そこで言っている最初の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想と言われているものが、先ほどから話しております新宿の基本構想になります。現在あるわけですけれども、それを現在見直し中という形になっております。

野宮委員 基本構想自体を見直ししているんですね。

橋口副参事 はい、そうです。この基本構想審議会が、都市計画審議会と並行して開かれているという形になってございます。

野宮委員 そうすると、この新宿区のマスタープランは、ど

う改定するかは、それで決まらないとね、決まらないんじゃないですか。

橋口副参事 両方を一緒に、今やっているという形になっております。

中川委員 そういふふうを考えるのか、都市マスとしては、こういう考え方があって、それが基本構想のところ受入れられるのであれば、それを反映した基本構想をつくってくださいというの、この条文をそのまま言うとなれんですが、それが同時に動いているのであれば、両方が整合性を最初からとつた形で、一つの構想ができ上がり、都市計画審議会としては都市マスタープランが同時にでき上がるという形をとっていったらどうだろうかということですよ。

野宮委員 いいんですけれども、十八条の二の二項では、基本方針を定めようとするときは、公聴会の開催、住民の意見を反映するためのいろいろな必要な措置を講じなくてはいけないんですよ。この委員会だけで決まるわけじゃないですよ。それをしてきましたというのが、こういういろいろ出た、こういう書物じゃないの。皆さん苦労されてやってきたわけでしょう。それを、経過して、今ここで最終の論議をしているというふうに承ったんだけれども、違うんですかね。まだまだ途中ですか。

橋口副参事 御指摘のとおり、昨年度から区民会議、それからあと地区協議会という形で、今回は原案づくりの段階から住民の方によってつくってきたというのがあります。それを受けて、都市計画審議会で審議をしていただきました。それをいただこうといふふうに思っております。それを、またもとに、今年度、来年度になりますけれども、区案をつくって、もう一回、

住民説明会等をやつて、最終的に都市マスタープランとして、平成十九年度中に確定していきたいというふうに考えております。

よろしく願います。

野宮委員 御苦労さんです。それでやって、マスタープラン改正について、我々の今、議論でしょう。それを、また改正、出たらまた住民の意見を聞くと。それでは、結構です。

かわの委員 基本構想がもつと先にできてしまつて、それから都市マスと、それから基本計画というのを、その後つくるというのが普通は、尋常なやり方じゃないかな。それを一緒にやるうとしているところに、かなり無理があるんじゃないかなということだと思えますよ。

野宮委員 議会から見ると一緒だけれども、こっちは議会のことまではわからんから。わかりました。結構です。

戸沼会長 だから、一緒にやったメリットがちゃんと出てこない、余り意味ないかもしれない。苦労ばかり多くてということなんですけれども。そこを何か、うまくねらつて、例えば何かの事業は両方でやりますよというプロジェクトが出てくれば、それはそれで一緒に議論していた経過が生きてくると思うんですよ。福祉と、それこそ住宅政策が一致するような、それから住宅のあり方みたいなものを提案するときは、両方の考えをつくつてちゃんと案がつくれますよと、あるいはそういう担当部局も、融合した部局がひよつとすると生まれますよというあたりがあればいいと。

大体いいですか、確かに筋書きはちょっとわかりにくいので、また整理してわかりやすく説明するようにしてもらいたいと思

います。

それと、キャッチフレーズは何かありました。これがどうだというのがもしあつたら、とつぴなことでも、いいかげんなことでも、思いつきで、遊びでもしあれば。

久保委員 嫌がらせの年齢に入ってきたので申し上げますが、もし説明があつたら、すぐ僕はいいですけれども。

この都市マスタープラン検討部長検討案ですよね。昨日は、基本構想会長案の会長個人の案として出ましたね。全く同文なんです。どういう意味なんですか。

戸沼会長 議論を一緒にしたんじゃないですか。

久保委員 でも、何でこの文書の責任者が違うんですか、同文なのに。これがわからないんです。

戸沼会長 一緒に二人で議論して、これで両方に出そうと。

久保委員 それだつたら、両名で出せばいいじゃないですか。わけがわからないですよ、これ。全く同文ですよ。全部同じですよ。書き方が違うだけです。全く同文。だから、わからないですよ。

中川委員 検討したところでは、ここは都市計画審議会の場ですから、都市計画審議会の場に基本構想審議会の会長の名前で、何かものを出すというのは少しおかしいのではないだろうかということ、両者で話をして、こちら辺の文言についても、両方で言葉合わせをやっていきますので、それぞれのところを出したらどうかという……

久保委員 時間があれだから。このあれに、基本構想の会長試案として出されるのか、あるいは基本構想の方に、都市マスタープラン検討部長検討案として出されるか、このどちらか

であつたらすくと落ちますよ。何で全く同文のものが違った人の検討案、あるいは試案として出されるのかということには納得できないですよ。あくまでも、このあれが参考資料として基本構想に出されるならすくと落ちます。あるいは、きのう出されたものが参考資料としてここに、会長の試案として出されるならすくと落ちます。それだけなの。全く嫌がらせなんだけれども。でも、わからないことだと。一体だれが責任者でつくったのかわからないものを審議しろと言うんですか。

橋口副参事 これにつきましては、中川部会長と基本構想審議会の成富部会長、それから基本構想審議会の会長である卯月会長、それから都市計画審議会の会長である戸沼会長、一緒に会っていただきまして、一緒に会議を開いて、そこで検討したものとという形で、それぞれの審議会には、基本構想審議会には基本構想審議会会長案として、都市計画審議会では検討部会長案として出させていただいたものです。そういう経緯のものということ、御理解いただければと思っております。

戸沼会長 久保委員、ざつくばらんに言うと、一昨日ですか、私と、それから向こうの卯月会長と、それから中川さんと、それから審議会の副会長さんと、僕は途中で中座してしまつたのですから、その後の経緯がわからないので、どうまとまつたかはわからないけれども、私としては中川さんにお任せするの、一緒でもよかつたんですけれども、中川さんの名前で、部会長案という形で検討した結果を出されたということで、この責任は私も半分以上ありますので。

両方で少し調整しないと、両方で全然別な議論をしていると幾らあつても終わらないということなので、そういう機会を事

務局が持つてくれたので、私も共通のたたき台を出すようにということは、私から中川さんをお願いしたので、そこを了解していただきたいと思います。

いいですか、久保さん。

久保委員 わかりません。

戸沼会長 手続論的なことを細かく言うと、さまざま出てくると思うんですが、ある程度素案を出していかないと前へ進みませんから、多少の瑕疵はちよつと勘弁していただきたいと思っています。

はい、どうぞ。

石川委員 内容で。それで肝心の、要するに資料のところの将来像に、何か意見を言つてくださいということですよ、一番きょうは。

それで、いろいろ見ていますと、やはり人ですね、多くの。くらしと賑わいというのは、やはりいいんですけれども、やっぱり人じゃないですよ、言葉が、くらしだとか賑わいとか。

私は、やはり昨今も胸の痛むことばかりで、やはり一人一人、赤ちゃんでも、小学生でも、高齢者の方でも、やはり一人一人がとても大事なんだと、かけがえのない命なんだということのメッセージが基本にあるまちがいい、そういう将来像がいいと思います。

ですから、一人一人が輝くとか、子供とかそういうふうには、区民とかそういうふうには言わないで、やっぱり本当に一人一人、生をうけた大事な存在なんですよということが言葉の中から伝わるような、そういうものがやはり将来像としては一番大事なと思います。

それと、ここにいろいろ言葉があるんですけども、やはりいるんな環境とか、教育とか、いるんなものが集まって生まれるものが、やはり言葉でいえば文化なのではないかと思うんですね。やはり文化をつくっていくんだと、守り、継承し、そしてつくっていくというふうな、そういうメッセージが必要、いいんじゃないかなと思います。

それをあわせると、例えば一人一人が輝く文化創造都市とか、何かそういう個の大事さと、それから新しくつくっていくと、そういう二つのものに目線があるような、そういう将来像がいいのではないかなと思います。

この資料の一のまちづくりの目標で、二ページのところに、ブルーが何かでハッチが、ハッチといいますか、これが基本構想と書いてありますね。この中で、私、文化という、文化というのが、私はやはりいろんなことを、教育とか住宅とか、いろんなことをやるんですけれども、やっぱり何をつくっていくかといったら、やはり何が目標かといったら、やはり新しい文化といいますか、そういうところだと思つたら、これが基本構想だけというのに関して、かなり異論があります。これはやはり全体の目標なので、やはり文化というのは基本構想であれ、あるいは私たちの都市マスタープランであれ、目指すゴールの一番大事なものだというふうには思います。というのが、私の意見なんです。

戸沼会長 何か具体的にありますか。

石川委員 ですから、一人一人が輝く文化創造都市とか、文化創造都市とか、そういう姿がいいのではないかというような意見です。

戸沼会長 それはあれですかね、新宿という特殊性だからという……

石川委員 特殊性は余りないですね。

戸沼会長 ないですね、どこでも必要な、最低必要な考え方と。

石川委員 はい。

戸沼会長 ほかに、どうぞ。

どうぞ、久保委員。

久保委員 左側にある三つというのは、この三つの中から一つだけ選びなさいという形なんです。これ、三つ全部というわけじゃないんですよ、一つなんですよね。

戸沼会長 もし選ぶものがあれば、一つ選んでください。何かほかの案がもちろんあってもいいです。

久保委員 意見を言わせてもらいますけれども、右側にある二番目に、「わがまちをつくり、まもり、はぐくみ、いきる」という、まもりなんていう、そういう後ろ向きはなくしてしまつて、つくり、はぐくみ、いきる共生都市とか、あるいは広場都市、僕はそれがいいときのうから思っています。

戸沼会長 そうですか。それもちゃんと書きとめて。

御提案があれば。

どうぞ、先にお手を挙げたから。

近藤委員 新宿の将来像の三つの中で、どれか一つ、どれがいいかと考えたときに、一番下の『新宿力』で創造する、わたしたちのひろば都市」というのがいいかなって、最初、新宿力という言葉、ちよつと新鮮だし、一度にぱつと新宿のスローガンだつてわかるからいいかなと思つたんですね。だけど、そ

の後のひろば都市というのが、この説明、ひろば都市とはって解説してあるんですけれども、これを読めばわかるし、何にも先入観がなくてひろば都市と言われれば、かえって入っていきやすいのかもしれないんですけれども、ただ私は、このひろば都市をじつと見ていたら、古代アテネの都市とか、ああいうのがピンときてしまうものだから、だからどういう意味なのかなど、ちよつとわかりにくい感じがして。このひろば都市のところ、先ほどおっしゃったような文化とか、そういう意味の言葉などを入れた方がいいかな、わかりやすいかなと思つております。

戸沼会長 なるほど。かなりアイデアが出てきたようです。

どうぞ。

かわの委員 その三つの中から選べと言われるとなかなかあれだけでも、どちらかというと僕はやっぱり、一番上の線みたいな形でいいかなと思つんですけれども。ただ、例えばこちらの方のまちづくりの基本方針の方に出ているあれだけでも、賑わいというのは、振り仮名を振らなきゃいけないような字が本当にいいのかなというのは一つありますね。確かに賑わいというふうには、これあれだけれども、もうちよつと何かいい言葉があるのではないかなと思つし、それから融合というのは、余り使わない言葉だと思つんですね。融合というのは、調和とはもちろん違うと思うんです。融合というのは少し解け合つような形で、そういうことなんだろうけれども、そこは例えば、やっぱり割と易しい、みんなが使っている調和というふうにした方が、言葉としてもみんなにわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。そういう面では、そういうところで、

先ほどちょっと石川先生が言われたようなことなんかも少し加味したような形に、ここがなっついていけばいいのかなというふうに私は思いました。融合じゃなく、調和したまちという感じがいいんじゃないかなと思いますけれども。

戸沼会長 事務局で、ちゃんとそれを案として出して。

沢田委員 どうですか、何か理念的なことをさっき。

沢田委員 私も、融合より調和の方がいいというのを先ほど文書で出したんですけれども、やっぱり周りの人にちょっと、こういうスローガンなんかも出ているんだけれども、どう感じますかというような意見も聞いたときに、賑わいと暮らして、本当に調和がとれている方がいいんですけれども、今は必ずしも調和がとれているような現状ではなくて、むしろ賑わいがあるために、日常の生活がちょっと安心して静かに暮らせないような状況もあるから、融合と言われてもピンとこないと言った人が、特に歌舞伎町の周辺の人が、そういう御意見の方もいらしたんですね。

融合というと、解け合って一つになること、まざることというふうな意味合いだと思うんですけれども、ちょっと一つにはまざれないなというところもあって、お互いが調和を取り合いながら、あるところは我慢し合うところも必要で、そういう意味での調和のとれたまちという方が、むしろ区民の感覚からいうとぴったりするんじゃないかなという意味で、調和という言葉を出したんですけれども、必ずしもこの三つのうちの一つに絞るということでは……

戸沼会長 ないです。

沢田委員 ちょっと、どれでもない……

戸沼会長 どれとも違う第四案が出て結構です。

沢田委員 どれもいいところもあり、どれでもないというような感じがするんですが、私も石川先生と同じような、人を大事にしたいなというね。人がやっぱり住んでいてこそ都市だしというところでは、すごく御意見には共感いたしますので、そういった言葉もこの中に入れていければいいんじゃないかなと思います。

戸沼会長 せっかくですから、金山委員と泉委員に、その命や子供や何か、言っていただけです、キャッチフレーズ。どうも男がつくると不細工になるという傾向がありますので、ひとついいアイデアをお願いします。

泉委員、どうですか。

泉委員 私は、真ん中の二番のフレーズを少し改良してみたかなと思っております、結局、一人一人が文化都市を担うという感性を強く出したいと思えます。それで、私たちがつくる文化というか、未来の文化都市新宿というか、そういうキャッチフレーズにしてみたいなと、今ちょっと思っております。

戸沼会長 金山委員、どうぞ。

金山委員 私は、二番の「わたしたちが創る子どもたちの未来、美しく持続可能なまち・新宿」、これ非常にいいと思うんですね。やっぱり今、私たちがこうやって切磋琢磨させていただいているということ、次の子供たちにやっぱりつなげていきたいというような気持ち、十分、結局あって、いろいろと皆さんで話し合えるのではないかなというふうに私は思うものですから、十年でも十五年でも先のことに關して思うものから、私は非常にこの言葉がいいなというふうに思っております。

す。ですから、別にこのとおりでいいんじゃないかなというふうに思います。

戸沼会長 ほかにどうぞ、もう少し議論するのが、あと三分ぐらい残しておきたいと思えますので、このキャッチフレーズのことで御意見あればどうぞ。

はい、どうぞ。

新津委員 私は、さつき石川先生がおっしゃったように、文化というのはいろいろ加味しているんですね。ぜひ文化という言葉を入れていただきたいと思えます。一番の区民がつくる、くらしと賑わい、これの中に文化という言葉を入れて未来に、これを入れていただきたいと思えます。

以上です。

岡川委員 私は、従来型の言葉の羅列とかではなくて、新宿らしさを出すためには、ある意味で三番目の『新宿力』で創造するという言葉が非常に新鮮な感じがします。それで、わたしたちのひろば都市というのは、そのひろば都市の後半のフレーズを集うまちというような形にすると、『新宿力』で創造する、わたしたちの集うまちというようなことの方がいいかなと。これは言葉的な響きとかニュアンス、受ける印象ということで判断して。一番と二番は、いわゆる区民とか自治というふうな言葉、それから子供たちと将来、将来はいいんですけれども、将来は子供たちだけじゃなくて皆さんの将来もあるはずだろうと思つて、私は三番目を修正して選びたいと思つております。

戸沼会長 これ悩みがあるんですね、基本理念的に子供とか何とか文化とかというやつは、やや新宿でなくてもという感じが少し出てくるので、恐らく三番目がそれに対抗して、新宿

力みたいなね。だから、悩みが両方にあると思うんですよ。

ほかに何か御意見があれば。ここで、きょう決めるわけではありませんので、いっぱい意見を言ってもらって、またそれを恐らく最後まで残ると思うんですよ、このキャッチフレーズは。決めれば、すつと決まってしまうと思うので、出すだけ出して、お酒じゃないけれども、醸造して、それである日ぱつと決めるというスタイルでいいと思うので。さんざんしゃべって、中身の方を少し三十分ぐらいやることでいいでしょう。きょう大分、御意見を伺つたし、きょうの意見を少しキャッチフレーズ的に直して、また御提示するというふうにしてください。

はい、どうぞ。

野宮委員 考え方として教えてほしいんですが、このたびのマスタープランの改定の委員会は、十年前の平成八年にできたマスタープランをどう改定するかと、十年後の現在で、そういう出発点からきているわけです。そうだとすると、将来に向けてやらなくてはいけないんですが、私は三つ、いろいろ部会で検討していただいていたと思いますが、このうち一つということもないんじゃないかと思うんですね、総合して考えなきゃ。これ立派なもの、できてですよ、これを改定するには、総合した、もつと将来的なものがあるんじゃないかと思うんですよ。そんな印象でございますので、今、三つのうちどれか一つという議論は余り意味がないんじゃないかなというふうに、今、聞きました。

よろしくどうぞお願いします。

戸沼会長 三つのイメージで。それでは、そういう議論も含め。

はい、どうぞ、とよしま委員。

とよしま委員 今、三つ提案を出されて、いろいろそれなりに一長一短があつて、イメージが膨らむんですけれども、やはり時代をあらわす一つのキーワードというのがあると思うんですよね。

今、私はこの三番目の新宿力という、この言葉というのは非常に大きなキーワードがありまして、最近、地域力とか、そういったことを考えますと、全部一つの流れのキャッチフレーズじゃなくて、やはり新宿力という言葉を入れたキャッチフレーズというのは必要じゃないかと。これを大いに生かして、やはりさつき会長が言っていましたけれども、私もだれが見ても、やっぱりぱつと見て、新宿力という言葉の中に、ここにいろいろ御説明してありますけれども、こういったことはやはり理解されると思いますし、この言葉をきちつとキーワードとして入れていただきたいなと思います。

戸沼会長 はい、どうぞ。

久保委員 違ったことを言いますが、先ほど言ったこととは。新宿力ということについて随分評価されて、それはそれで僕はいいと思うんですけれども、ただ新宿力で創造するという言い方が非常におこがましく聞こえるんです。新宿力というのは、でき上がってしまった傲慢な感じがしてしまつてならない。新宿力を僕らは今つくるべきなんだと思うんです。だから、そういう意味合いが含まれた新宿力という言葉だったら僕も賛成します。新宿力をつくるべきなんですよ、僕らは。そして、その検討を僕らはやつているはずなんです。でき上がっているはずじゃないんです、新宿力は。

戸沼会長 ダイナミズムみたいなものが入って、未来へ動くベクトルみたいなものだという理解をしるということですね。

それでは、もう果てしないから、次のステップに。

途中でもいいから事務局へ、メールとか何かありましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

橋口副参事 それでは、資料二、まちづくり方針についてということ、前回、御議論いただきましたまちづくり方針、先ほど都市マスタープラン構成イメージでいきますと、第四章の新宿区の都市構造まちづくり方針ですけれども、この部分に防災都市づくりの方針を追加させていただきましたというふうには考えております。また、みどり・公園整備の方針につきましては、少し変更させていただきたいということで、もう一度、御検討いただければと思います。

それから、住宅・住環境整備の方針と人にやさしいまちづくりの方針につきましては、こちらは平成八年の都市マスタープランには、部門別方針として位置づけられていたわけですから、今回、基本計画と一体の計画になりますと、第五章の計画の内容という形のところには位置づけられる形になります。ですから、個別では出てこないわけですから、一体化した計画の中で、こういったものが出てくるということで御議論をいただければと思います。

それでは、まず防災都市づくりの方針を御説明させていただきます。

一ページ、めくっていただきました。基本的な考え方として、首都を中心とする直下型地震への対応が喫緊の課題と

なっています。火災や水害等も含めて、区民の防災への関心が高まっており、災害に強いまちづくり、また、被災した場合であっても被害を軽減するための減災の取り組みが重要となっていますと、そういった基本的な考え方を位置づけております。

また、帰宅困難者の問題とか、そういった新しい課題についても、基本的な考え方の中で述べております。

それを受けて、その一ページの下のほうですね、防災都市づくりという意味では、逃げないですむまちづくりと防災拠点・避難施設の充実、それから建築物・都市施設等の安全性向上、総合的な治水対策の推進という四本柱でまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

それを二ページのところ、具体的なまちづくり方針という形で位置づけさせていただきました。それが三ページまで入っております。

それをまとめたのが方針図という形で四ページにあらわさせていただいております。広域避難場所、広域避難場所の地区割、防災再開発促進地区、防火地域、延焼遮断帯を形成する道路・鉄道、避難所、そういった等々という形で位置づけをさせていただきました。

次に、駆け足になりますけれども、みどり・公園整備の方針、第四章の変更ということでごらんいただけますでしょうか。

これにつきましては、前回も御議論をいただいたんですけれども、その中でみどり・公園整備について、もう少し新しい考え方がないだろうかという御意見をいただきました。そして、身近な公園や公共施設を「地区の庭」とした魅力あるみどりづくりの推進というのを一項目、入れさせていただきました。こ

れにつきましては、コミュニティガーデンという考え方があります。公園とか公共施設のあいている場所ですか、そういったものを地区の庭のように活用しているということが進められております。そういったことも、新宿区として土地がないという現状の中で、限られた公共施設を生かして緑づくりをやっていくという形を位置づけております。

具体的に八ページをごらんいただけますでしょうか。それを図面として表現したものです。なかなか図面の表現が難しいんですけども、赤い丸が学校、それから茶色い丸が公共的施設ということ、あと区役所や特別出張所を位置づけて、こういったところが、これがすべて地区の庭ですよということ、緑づくりの拠点になりますという位置づけをさせていただければどうだろうかというふうに考えております。この部分が、みどり・公園整備の大きく変わった部分というふうに考えております。

次が九ページですね、住宅・住環境整備の方針です。これは先ほどもお話ししましたように、第五章の計画の内容に入るものですけれども、基本的には今、住宅マスタープランを改定中でございます。その考え方をここに取り入れて、まとめたものという形になっております。

四点のまちづくり方針ということ。そして、だれもが安心して暮らせる住まいづくり。それから、住生活の豊かさを実感できる住まいづくり、安定した居住を確保できるしくみづくり、地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり。そういったものを具体的には十ページ、十一ページで、まちづくり方針という形で位置づけております。ユニバーサル

デザインとか、あとコレクティブハウス、それからライフスタイルにに応じて多様な住みかえが円滑に行われるような支援体制、そういった区民会議からの提言も、この中に位置づけております。

次が、十二ページ、人にやさしいまちづくりの方針です。これにつきましても、やはり五章の中に入ってくるものです。これはかなり幅広いものを扱っております、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、そういったものと、あと環境という問題ですね。それから、自由に行動できる都市空間、ちょっとコミユニティ的なもので、この中では述べております。

としては、だれもが住み続けられる住宅づくり。バリアフリーとか、そういった住宅。それから、としてだれもが自由に行動できる都市空間づくり、として持続可能な資源循環型のまちづくり、として地球温暖化対策等の推進、そういった方針を位置づけております。

住宅と人にやさしいまちづくりというのは、どちらかというところと図面の表現にはなりませんので、言葉的な表現ということ、第五章にいくのかなと考えております。

次に、きょうの説明の中心になりますけれども、資料三をごらんいただけますでしょうか。地区別のまちづくり方針です。

地区別のまちづくり方針は、この一体になった都市マスタープランの構成イメージでいきますと、第五章の(三)地区別まちづくり編という形で位置づけられる部分です。また、第三章にも、地域別のめざすまちの姿というのは、表現されるような形に考えております。

具体的に一枚めくっていただきますと、地区別まちづくり方針(検討案)の作成の考え方というのを出させていただきます。これは平成十八年の八月、ことしの八月に、「地区からつくる新宿のまちづくり」という地区別まちづくり方針の意図書をいただいております。これからこのたたき台をつくるに当たって、どういうふうにつくったかというのを説明させていただきます。

まず、一の基本的考え方ですけれども、として新宿区都市マスタープランの一部を構成する地区別のまちづくり方針ですよということ。としましては、十地区の地区協議会から平成十八年八月に提言された新宿区都市マスタープラン地区別まちづくり方針の意見書を最大限尊重して作成しました。としては、現行の都市マスタープランの取り組み状況、進捗状況を踏まえ、引き続き推進すべきものの事項は検討案に記載しました。その部分は、下線部分として記載をしております。

それから、ではどういうふうに記載したかということで、二の地区別まちづくり方針の分野区分及び記載内容についてというところでございます。

(一)まちづくり方針の分野の区分についてですけれども、平成八年の地区別、地域別のまちづくり方針は、ばら書きというんですか、各地区ごとにランダムに書いていますけれども、今回は統一的に、十カ所の地区ごとで、次の分野で区分して、明確になるべくわかりやすいという形になるような形をとっております。

それが六つありまして、一番目が土地利用・市街地整備、二番目が道路・交通、三番目が安全・安心まちづくり、四番目が

都市アメニティ、五番目がみどり・公園、六番目がコミュニティ・しくみ等ということで、それぞれの意見書は、やはりばらばらに書いてありますけれども、それを各地区がわかるように、この六つの区分に分類して記載をしました。

それから、具体的なまちづくり方針の記述についてですけれども、意見書から当然変更した部分があります。その部分についても三点あります。として、具体的なアイデア、具体的な方針がいろいろ出ておりますけれども、それはできるだけ記述をしております。ただし、短期的な行動計画、来年やりましか、そういったものについては実現しているものもありますけれども、そういったものについては割愛をしております。

また、として、施策・事業として、今後慎重な検討が必要と思われるものについては、表現を修正している場合もあります。具体的には、今後検討していくですが、そういったすぐやりみたいなきき方をしている部分については、少し変えさせていただいたり、あと括弧内に例示的に記述するなどの表現をしております。

それから、として、都市マスタープランの計画としては、検討の余地があるソフト施策、かなりそういったものも入っております。ソフトなまちづくり関連施策については、現段階ではそのまま記述しておりますけれども、そういったものがいかがどうか、きょう御議論をいただければというふうに思っております。

それから、(三)ですけれども、まちづくりの実現に向けての記述についてです。まちづくりの実現という章が意見書の中にはあります。これについては、各章によってちよつととらえ

方が違いますので、これについても統一的な取り扱いをいたしました。これも三つありまして、(一)として、まちづくり方針に記載された施策・事業のうち、特に重点的に取り組む事項について記載されたものは取り入れました。(二)として、施策・事業の実現に向けて、背景としての仕組みづくり、市民、事業者、区の役割分担等について記載されたものについては取り入れております。(三)地区協議会としての活動方針等については、本計画の性格から、次のような記述については割愛をしております。地区協議会の組織運営等に関する事項、短期的な活動計画、そういったものは割愛をさせていただいております。

それから、(四)まちづくり方針図についてでございます。これにつきましても、意見書にいただいているものを尊重しつつ、次の考え方でまちづくり方針図を作成しております。(一)ですけれども、面的なまちづくり方針を補完しております。具体的には、区全体の土地利用方針に基づいて市街地の整備方針を作成し、その内容を地区別方針図に表現しております。(二)として、意見書の内容は、地区相互の整合を図り、図上の表現等は統一しております。緑の散歩道ですか、そういったのが地区ごとでいろんな書き方になっておりますので、そういったものは統一しております。それから、意見書の内容、文で表現されているものを簡単に、できるだけ方針図上に表現するようにというのを心がけました。

また、各地区のまちづくり方針というのが主になっておりますので、課題ですか、検討過程の意見ですか、そういった部分につきましても、かなり割愛している部分がございます。

以上が大きなまちづくり方針作成の考え方です。

地区別のまちづくり方針が十カ所ありますので、非常に簡単に、こういった部分はちよつと削除しましたという部分やソフト施策を中心に説明をさせていただきます。

二ページ、地区別まちづくり方針の四谷の方針をあらんくさい。

ここでは、右側、まちづくり方針の土地利用・市街地整備のです。スポーツ拠点を地域の活性化に活かす。国立競技場や神宮球場など、国民的なスポーツ施設周辺においては、イベント開催時において、スムーズな人の流れを誘導するとともに、地域の活性化にも寄与できるように工夫すると。イベント開催時における四ツ谷駅からピストンバスの運行等ということで、これはかなりソフト的な施策ですけれども、現在は載せております。こういったものを、載せるべきかどうかというのをちよつと御議論いただければと思います。

次のページ、三ページをあらんくさい。

三ページの四、都市アメニティの「新しい四谷の文化をまちづくりを活かす。江戸四谷の風情など、「土地の記憶」を大切に。一方、新しい四谷の文化をまちづくりの中に活かしていくための積極的な試みを行う（四谷フィルムコミッションの創設、ストリートミュージシャンや演劇公演の誘致等）ですね。

この中に、意見書の中では、やなせたかしさんによるまちのプロデュースというのが入っていたんですけども、これは御本人に御了解をいただいたとか、そういったものではありませんで、現在のところは、これは削除をさせていただいております。

次、の祭りやイベントを通して地域のコミュニティを形成する。こういったところは、祭りとかそういった形の部分です。都市マスタープランのまちづくり方針として、かなりソフトな部分になりますので、こういったものについても今後、御議論をいただければと思います。

それから、次の六、コミュニティ・しくみ等の「地域のまちづくりを考える仕組みをつくる」という中で、意見書の中では地区協議会を中心としたまちづくりというのが入っていたわけですが、ここは地区協議会だけに限定する必要はないだろうということで、地区協議会を中心としたまちづくりの部分は削除させていただいております。

次が、四ページ、あらんくさい。四谷地区のまちづくり方針図です。四谷地区のまちづくり方針として挙げられた主なものを、この中で見て、この図を見やすくわかるようにということで、この図をつくりました。なるべく出たものは再掲をして、右側の凡例を見ていただくとわかりますように、低層保全地区から始まりまして大規模な公施設まで、これは区全体、同じ凡例になっております。ですから、そういったものが、この地区でどういうふうに分類されているかというのをわかるように入れてあります。

四谷地区の特徴としては、真ん中からちよつと下の左側ですね、玉川上水を復活し、新宿御苑との歩行者ネットワークを行うことにより、新宿駅南口から新宿御苑への回遊性を高めるということで、そういった方針も地区協議会で位置づけられたということを出させていただいております。

あと、各地区も全地区同一スケール、ここで出ておりますよ

うに、北を上にして同一スケールで全部の地区が、四谷地区と同じようになっております。

次は、五ページ、筆筒地区をごらんいただけますでしょうか。久保委員 きょうは五時までやるんですか。

橋口副参事 四時半までです。

戸沼会長 四時半で終わるイメージでやってください。

橋口副参事 はい。

次は、筆筒地区ですけれども、筆筒地区では、検討過程での意見というのが、意見書の中ではかなり出ていたんですけれども、その点につきましては、スペースの関係もありますので、割愛をさせていただいております。

この中で、ソフト施策としては、五ページの(二)の商店街の商店会組織等の強化の新たな仕組みづくり、こういったものはかなりソフトな部分になっておりますので、このまま載せていくかどうかという議論が出てくるというふうに思っております。

次、七ページ、一ページ飛ばしまして七ページをごらんいただけますでしょうか。

七ページでは、まちづくりの仕組みづくりの戦略というのが、右側の(四)というところにございます。これについては、一覧表が意見書にはついていていたわけですけれども、この検討案としては、その部分については割愛をさせていただいております。八ページが、筆筒地区のまちづくり方針図という形になっております。具体的にどの地区でどういうことをやっているかというのをわかるような形を出しております。

筆筒の特徴としては、やはり左側の真ん中ぐらいのちよっと

下に、地区のニーズを踏まえた都市計画道路のあり方とともに、未整備な都市計画道路予定地の暫定的な利用制度の検討とか、そういった非常に難しい課題ですけれども、そういったものも一つ課題として出しております。

次、九ページをごらんいただけますでしょうか。

九ページが榎地区の方針です。

榎地区の方針は、ソフトの部分が多かったというのがあります。仕組みの構成図とか、具体的なものが出ておりましたので、そういったものは、この方針としては割愛をさせていただきました。それから、現行のまちづくりの評価とか、そういったものも意見書にかなりの部分ありましたけれども、その部分もここでは割愛をいたしております。また、文言整理、少し一般的なものでない文言ですとか、かなり片仮名語が多かったというのがありますので、そういったものも整理をしております。そういった形が全体的に出ております。

それで、具体的には、図面としては十一ページをごらんいただけますでしょうか。

榎地区の方針の特徴として、地区外のこともちんと言っています。吹き出しの右側の方の真ん中、周囲の大学と連携し、地区に活力と賑わいがあるまちづくりを進めるということで、榎地区の外にある早稲田大学ですとか東京理科大、それから東京女子医大ですか、そういったものも位置づけているというのが特徴かなと思っております。

次は、若松地区の方針です。十二ページをごらんください。十二ページは、割愛をさせていただいた部分が非常に少なくなっています。ほぼ原案どおりという形で生かしております。

十三ページをごらんいただきますと、その中でも、六、コミユニティ・しくみ等の中の、大規模集合住宅と既存住宅地との交流を促進するということが、かなり長い方針が書いてありますけれども、この部分がおみ出しの問題ですとか、非常にソフトの問題を含む部分なんです。そういった部分を都市マスタープランとしてどう位置づけるか、その辺がちょっと課題かなというふうに考えております。

また、十四ページ、まちづくりの実現に向けてのところ、そういったルールづくりの具体的な展開イメージというのが意見書の中にはあつたんですけれども、そういった部分について今回は割愛をさせていただいております。

次は、十五ページ、若松地区のまちづくり方針図です。

若松地区では、まちの中心というのが余りないというのが現実でして、そういった意味で、若松地区の特別出張所ですね、そういったものを位置づけようということ、右側の上ですね、商店街の活性化や、だれにも安全で快適な歩道空間の充実。若松地域センター周辺を、活気あふれる生活中心として整備充実に図る。低層部分の商業利用、周辺環境との調和など中高層建築物誘導のルールづくりを進めるといったのが方針として、ユニークなものとして挙げられております。

次が大久保地区のまちづくり方針、十六ページをごらんください。

ここに付きましても、つつじのさとというのをかなり強調した方針になっていまして、ソフト部分が中心の方針ということで、少しハード部分としてはポリユームが薄いかなというのがあります。

十六ページの三、安全・安心まちづくりの町会、PTAを中心とした地域活動団体の連携を強化し、情報の共有化や自主的なパトロール活動により、安心で安全なまちづくりを進める、こういったソフト部分ですね、これも。

それから、都市アメニティの地域のルールや情報を確実に伝達するとともに、言葉の壁を越え、地域のコミュニティ形成のきっかけとなる地域の祭りなどへの参加を呼びかけるということ、多文化共生の話が出ております。

十八ページが、大久保地区のまちづくり方針図です。

大久保地区は、実は歌舞伎町も入っているんですね。歌舞伎町の二丁目の部分も大久保地区のエリアに入っております、右側の一番下ですね、新宿が誇る大衆文化の発信地として、まちのイメージを高めていくというのが大久保地区の方針の中にも入っております。

次、十九ページが戸塚地区のまちづくり方針です。

戸塚地区につきましては、具体的には二十ページのところで、三、安全・安心まちづくりの防災機能を支えるきめ細かな人的仕組みの強化を図る。戸建・アパート・マンションの居住者、通勤・通学者の防災のための相互協力と災害要援護者の救護に配慮した仕組みづくりとして、行政と地域の協働で区民防災組織の強化を進めるということで、かなりソフト部分になった方針が一つあり課題と思っております。

それから、二十一ページですね、コミュニティ・しくみ等の中では、地域コミュニティの拠点をきめ細かく設置すること、ソフト部分の施策が入っております。

また、二十一ページのまちづくりの実現に向けてのとは、

具体的にはまちづくり方針の方に入っていたんですね、仕組みづくりではないかということ、まちづくり方針から移動をさせていただいております。

二十二ページが、戸塚地区のまちづくり方針図です。やはりここは早稲田通りを中心として東西に長いということで、早稲田通りの方針が下の方に大きく入っており、それがメインの方針かなというふうに考えております。

次が落合第一地区のまちづくり方針です。

こちらにつきましては、具体的に二十四ページ、都市アメニティの部分で、地域ぐるみでのマナーの啓発、掃除の体制などを確立していく、多様な生活様式に応じたゴミ収集方式を検討するということが、ソフト部分の施策が入っております。

二十六ページがその図面ということで、右側の真ん中よりちよつと下ですけれども、緑の横の線ですね、斜面緑地や屋敷林等を緑豊かな環境として保全するための制度を検討し充実するということが、今いろんな問題が起きています斜面緑地の保全についての方針を位置づけております。

次が落合第二地区です。

落合第二地区は、具体的には二十八ページ、安全・安心まちづくりの安心して暮らせる防犯まちづくり活動を進める。それから、四、都市アメニティの地域センターの「まちの資料室」開設をきっかけとして、地域の歴史・文化資料を収集整理し、活用する。六、コミュニティ・しくみ等の子どもがのびのびと暮らせるまちづくり、高齢者、障害者も暮らしやすいまちづくりの（二）高齢者・障害者がまちの中で積極的に暮らせる条件を整備する。三世代が交流するまちづくり。そうい

った部分が、かなりソフト的な部分となっております。

図面としては、三十ページ。

右側の上ですね、文化村の歴史と文化等を適切に保存し、アピールする等の活動を充実するという形の方針ですね。落二地区のかなりユニークな方針として出ております。

次が三十一ページ、柏木地区のまちづくり方針です。すみません、非常に駆け足で。

まちづくり方針の一、土地利用の商店街の活性化を図る。ここもかなりソフト部分。

それから、安全・安心まちづくりの犯罪情報を共有し、地域住民による防犯体制を構築する。その辺もソフト面。

それから、三十二ページ、コミュニティ・しくみ等ということで、地域の交流促進を図り、町会活動の活性化を推進する、外国人居住者との交流促進を図り、地域のコミュニティへ参入しやすいしくみをつくる、幅広い年齢層の定住を促進し、若い人の地域コミュニティやまちづくりへの参加を促す、環境問題の理解を広め、ゴミ問題やマナーの周知を図る。動物愛護の理解を広めるとともに、マナーの周知を図るというように、ソフト部分が柏木地区はかなり多くなっております。

三十三ページがその図面です、柏木地区は新都心の西新宿の超高層ビル街に一部入っているということもありまして、左側の一帯下に、良好な夜間景観を守り、広く伝えるというですね、夜間景観について触れられている方針が入っております。

最後が、十番目、新宿駅周辺地区まちづくり方針、三十四ページです。

新宿駅周辺につきましては、既存都市マスからの持ち越し部

分です。下線部分がかなり多くなっております。

ソフト部分としては、三十五ページの環境の、環境負荷軽減への取り組みの拡大というのが、ソフト施策として出ております。

三十六ページが、新宿駅周辺のまちづくり方針図という形になっております。ここでは駅周辺ですとか、超高層ビル街をテーマとした方針がかなり出ていっているという形になっております。

以上が地区別のまちづくり方針です。

こういったソフト施策をこのまま載せておくのか、それともそういった部分については、やはり基本計画の方に引き取っていただいて、ここでは書かないというのが一つの議論の分かれ目になるのかなというふうに考えております。その辺も御議論いただければと思います。

引き続き、地区別の基礎データなんですけれども、地区ごとで説明しておりますと、ちよつと時間がかかってしまいましたので、最後のところだけ、三二の十一ページをもらいただけです。よろしく。

資料三 二、地区別基礎データの十一ページが、十所の比較ですね。人口から始まった十所の比較をしています。

人口でいきますと、新宿の中でも、筆筒の地域とか、かなりふえていると、四千五百人以上の人口がふえているというのわかります。

それから、外国人の人口でいきますと、大久保地区はほかと比べても明白にわかるように、九千七百三十三人ということ、非常に外国人の方が多い、二位が柏木という形になっておりますけれども、そういったのがわかります。

それから、土地利用等で見れば、やはり住宅系が多いというのがわかりまして、空地系を除く、宅地で見ますと、やはり宅地の五〇%以上は、新宿区全体としては住居系だというのが出ております。

それから、次の十二ページを見ていただきますと、道路・交通とか、そういったところを見ますと、新宿駅周辺というのは非常に道路率が三割ぐらいと高いんですけれども、ほかは二〇%以下という数字が出ています。

それから、住宅・住環境という意味では、建物棟数密度ですが、新宿駅周辺は本当に低いんですね、ヘクター当たり十六棟ぐらい。ただ、榎地区にいくと、それが四十棟を超えるということ、密集しているというような状況がわかると思います。

それから、防災都市づくりという意味では、落合第二地区だけは木造が多い、不燃系と比べて木造系が多いというのが特徴的です。六割ぐらいが木造系というのが落二だけです。あとは五割以上は不燃になっている。

それから、住宅の独立住宅、集合住宅につきましても、やはり新宿区は集合住宅が多い。ただ、落二だけは、独立住宅が四五・九%と半分近くあるというのが特徴になっております。

最後、みどり・公園整備では四谷地区が非常に多いんですけれども、これは新宿御苑の影響が非常に大きいかなという形になっております。

以上が資料三 二です。

資料三 三は、前回も配らせていただきました資料で、都市マスから、現行の都市マスの方針と取り組み状況、それから地区協議会の意見書というのを具体的にわかるように示させて

いただいております。

非常に時間が押してしまつて申しわけなかつたんですけれども、御審議のほどお願いいたします。

戸沼会長 全部個々にやると、とても三十分じゃ議論できないと思うので、一つはまちづくりの方針の骨格的な部分ね。それで、ここでは防災を少し充実するという御意見があつたので、それを入れたということだと思つんですが、まずこれについてあと地区別まちづくりのものは、各箇所をずっとやっていくととても時間がないので、何か全部含んで組み立てをどうするかというあたり、殊に基本構想部会でも何か入れてくると思ふんですけれども、こつちはどつちかという目いっぱいやって、それを基本構想部会にも見せて、それはこつちで書きたいよという御希望をいただいて整理するという仕掛けがいんじゃないかと思つので、ひとまず目いっぱいに入れてやってきたのを、あるいは追加もあれば、少し削るのものもあるかもしれませんが、そういうイメージだと思つので。まず、ひとまず、まちづくりの方針のことで何か御意見があれば。その後、地区別についての御感想というか、これは個々に議論するほどの時間はないと思います。これが終わった後で、それを受けて検討部会の方で、この後、議論を六時か、時間ある限りやるといふ仕掛けになつておりますので、そこでの議論の素材も入れて、御発言いただけるかと思つてます。

どなたか。

はい、どうぞ。

久保委員 防災都市づくりなんですけれども、内容はよくできていていいと思つてます。それだけに、本当にできるのかな

という思いがあります。

そして、なぜかといいますと、責任が全く明確でないんですね。ここに書いてあるように、三十万区民を新宿区政は責任を持つのは当たり前ですが、防災に限っては、区内の企業で働く人、来街者、駅の利用者に対すると書いてあるんですね。日本でも有数の昼間人口を持つている新宿区ですね、当然なんです。しかし、責任が一つも明確でない、これは東京都と十分に相談してつくられたんですかと聞きたくなる。あり得ない、そんなこと。新宿区でできるような問題ではないんですね。明確にしなければいけない。現場で、いざ起きたとき、あなたは新宿区民じゃないからだめですとは言えない性格のものであることはわかる。国や、東京都は東京都で、あなたは三多摩だ、それは新宿区でやる問題なんて言えない問題が防災なんだけれども、でも行政としたら責任を明確にした方針でなかつたら絵にかいたもちで、本当にやれるんですか、お金どうするんですか、後で何とかなるんですかと言いたくなる。そういうものが、この防災都市づくりの方針の根幹にあつて、それを明確に教えてもらわなかつたら、僕はこれはいいですねと言ひ切れないうです。

意見だけ。

戸沼会長 大変重要なことなのでちょっと。

橋口副参事 実は、その辺につきましても非常に大事なところとして、基本的な考え方の三つ目の段落ですけれども、新しい課題になつてくるわけです、今、御指摘いただいた部分が。三十五万人と言われる帰宅困難者が発生するわけです。それについて、広場の確保、飲料水や食糧を備蓄した施設、そういったものを、新宿区は再開発、そういったものがありますので、

そういったときに整備していく必要があるのではないかというのを位置づけております。それについては、国や都を含めた公共や民間の事業者、区民の意識も含めて役割分担、自助・共助・公助の役割分担を図っていききたいというふうに考えております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

久保委員 それはそれで一般論としていいんですが、少なくともこの問題は、国とは言わないけれども、東京都と十分に話し合って、話し合って、話し合い抜いた新宿区の防災都市づくりの方針を、はっきりいつてつくっていただきたい。それがなしでやったって、絵にかいたもちだと僕はあえてもう一度言います。

戸沼会長 重要なことなので、その辺の対応、殊に基本計画なんかも非常に関係してくると思いますので、それはよろしくお願ひします。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

沢田委員 私は、住宅・住環境整備の方針、五章というところの記述なんですけれども、こののところ、安定した居住を確保できるしくみづくりというのがあるんですけれども、これは安心して住み続けられるというところにもつながってくると思うんですが、住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上を図りますという文章になっているんですけれども、これはどういう意味かというのを一つお聞きしたいのと、それから住宅のセーフティネットと言ったときに、やはり今、一番その役割を果たしているのは、都営住宅とか区営住宅とか、そういう公営、公共の住宅が果たす役割が非常に大きく

て、新宿の住宅のストックの中でも、そういう公共住宅の占めている割合というのは非常に高いので、そこがまたコミュニティでいろんな問題も、高齢化とか起きているわけですから、そここのところの記述が全くないので、私は公営、公共住宅についてはきちんと位置づけをするべきだというふうに思いますが、そこはいかがなんでしょうか。

橋口副参事 委員御指摘のとおりだと思います。この点につきましては、十ページをごらんいただきますと、安定した居住を確保できるしくみづくりということで、その三つ目に住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上、具体的に区営住宅をより必要な方が利用でき、区民のセーフティネットとして有効に機能するよう管理の適正化・効率化を進めます。また、老朽化した区営住宅等の建替えや修繕を促進し、良質な住宅ストックとして維持・改善に努めていきますという形で位置づけております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

沢田委員 それは、わかりました。

ただ、この記述でいくと、今あるものを管理していくというような表現にとどまっていますので、私は今後、都営住宅なんか、かなり建てかえの時期が来るところが、まだまだ戸山ハイツ等々あると思いますので、ストック自体をふやしていく方向で、これは記述してもらいたいというふうな意見を持っています。

もう一つ、質問いいですか。資料のところ、さっきグラフとかがいっぱい出ていた資料の一番最後の緑被率の推移なんですけれども、新宿全体のところの数字で見ますと、平成七年度

より平成十七年度が〇・一％ふえているような書き方になっているんですけれども、これはメッシュが違ふというそういう話ですね。

ですから、私、何度も言っているように、データの数字の基礎が違ふので、ちゃんとその辺を記述しないと、何かちよつとでも緑がふえたように見えるんですけれども、実はそうじゃないのではないかと、いふうに私は思うので、そこはきちんと記述をした上でデータを出さないと、正確なデータにはならないと思いますので、そこだけ申し上げておきたいと思います。

戸沼会長 質問の何か答えがあれば。

橋口副参事 公営住宅については、現状としてはストックとしては充足しているという考えに区は立っております。ですから、そういった意味では、質を高めていこうという、今現在は取り組みでございませう。

それから、緑、緑被率につきましては、御指摘のとおり平成十三年と十八年では、メッシュが十八年の方が細かくなつたと。第四次と第六次の緑の実態調査の数字を持ってきておりますけれども、そういった部分を注記で出していきたいというふうに考えております。

沢田委員 今の公共住宅はストックで足りているという区の考え方でしたけれども、私は足りていないと思つてるので、そこは次のときに資料として、この間の住宅の募集に対する応募の状況ですね、倍率、何百倍とかあると思うんですが、それをぜひ出していただきたいと思ひます。

戸沼会長 要望ですね。

ほかにございますでしょうか。

石川委員 では、みどりと公園のところ、この資料二の五ページでございます。みどりと公園の整備方針のところ、緑に関して、今回、五ページの下の方に書いてございますが、水とみどりの環と、それから七つの都市の森と、風のみちというこの三つを出していただいたわけですが、八ページの図面を見ていただくと、この前の、やはり何か周りのことだけやっていて、それであと大きな七つの森があるというだけで、肝心の区民の皆さんの、要するに暮らしを大事にしましょうと言っている割には中身が全然ないのではないのでしょうかという話をしまして、今回、地区の庭ということで、これいい名前をつける、地区というとなんとなくつまらないので、何かすてきな名前をつけなければいいと思うんですが、これが出てきたということで、私は一歩前進だと思ひます。

ではあります、この風のみちというのがですね、八ページを見ていただきたいんですが、早稲田の十三号線のところですね、環五ですか、それから新宿通りだけが風のみちになっていて、なぜこれが風のみちなのかというのが、聞かれると困ると思ひます。ちよつとこれは、まだクエスチョンでございませう。これだけが風のみちなのかどうかですね。

それから、七つの都市の森ですが、新宿の中央公園のところだけが森になっているんですが、やはり淀橋浄水場の跡の特定街区できちつとやったわけですので、これはそのあたり全部が新しい都市の森ということで位置づけていただきたい。そうすると、モード学園とか、いろんな再開発が起きていくときに、きちつと足元は、容積は仕方がないよと、しかし足元はずつと緑にしましようという、そういうきちんとした新宿区のメッセ

ージが出せると思うので、この副都心に關しては、特定街区全域を都市の森として位置づけていたいただきたいということが二点目です。

それから、三点目は、地区の庭で、先ほど学校とか公共施設とか、いろいろございましたけれども、一番肝心なものが小さな児童公園です。小さな児童公園のリニューアルとか、それから子育ての拠点とか、それが落ちておりますので、児童公園の、これ具体的な小さな形で書いてございますが、地区の庭として位置づけ、街区公園とか、近隣公園というもつと大きくなつてしまうのかよくわからないですが、それを地区の庭ということで、カテゴリーを別にしてほしいんですね。地区の庭ということで、その中に学校もあつたり、街区公園もあつたりということ、地区の庭というのは、こんなに豊かな、要するに財産が新宿区の中にありますよということをお知らせするようにしていただきたいということです。それが三点目ですか。

それから、四点目が、街路樹というふうに書いてあつて、何か味もそつけないんですけれども、これは街路樹というのが問題ではなくて、道路に街路樹があつて、そしてお隣の空間です、道路に沿つた空間、セットバックをしたり、あるいはいろいろな都市計画の仕組みをつくりながら、要するに歩きたくなるまち新宿をつくるわけですから、街路樹じゃないんですよ、これ。ですから、プロムナードでも、公園道路と言つてしまつても構わないし、そういう緑陰に囲まれた、歩きたくなるまちが街区、コミュニティの外側をつくつていて、その中にたくさん地区の庭があると。ですから、ここで街路樹と書いてある何か覆つてある四角が、単なる街路樹ではなくて、やはり豊

かな歩きたくなる緑のインフラだという、そういうふうに読みかえると、これはもつといいものになるんじゃないかと。

ごめんなさい、それで六つ目ですか。みどりの記憶というエリアのとり方が、私はまだちょっとよくわかりませんので、後でゆっくり考えたいと思います。

以上です。

戸沼会長 歩きたくなる新宿とかね、なかなかやわらかくていいと思うんです。例えば、散策路とか、昔は散策大路とか散策小路とか、イメージの豊かな日本語がどうもあつたような気がします。その辺は大いに、アイデアを出してくださいよ。もつとはつきりしていて、大路、小路があつて、そこにまちがあるよと、緑がもちろんあるよと。その辺もちょっと考えて。

石川委員 もう一点だけ。やはりできる、全部いろいろ言つても、やっぱりここはできるというのがあつてすよね。そうすると、玉川上水の話とか、それから今、早稲田、私、慶応なのに早稲田にちゃんとお邪魔しておりますけれども、理工学部からずっと戸山公園のところを通つて、穴八幡が落ちていますよ、それで早稲田まで。

戸沼会長 高校の庭までね。

石川委員 それは、やっぱり早稲田の道でも何でも、戸山の道でも構いませんけれども、それはそういう道としてやるとか、そういう何かリーディング、それがあつていいと思います。

戸沼会長 いろいろ御提案があるので検討してください。

橋口副参事 一番上の七つの森の中央公園とか、図形表現についてはもう一回検討させていただきます。

それから、あと風のみちにつきましても、先ほど街路樹の話

と関連してくるんですけれども、全体に入れていくと余りめり張りが無いということ、やはり地下鉄十三号線の整備や都市計画道路の整備がある環五の一、明治通りと、あと新宿通りもトランジットモールも含めていろんな計画もありますので、そういう中で立派な街路樹とか、そういったのを少し位置づけていこうということ、位置づけたものでございます。

それから、あと地区の庭につきましては、七ページに、委員御指摘のように、街区公園とか、そういったものをきちんとして位置づけております。地域に密着した公園の運営体制、公園機能の整備ということで、昔の児童遊園ですね、そういったものを位置づけようということで、やらせていただいております。

あと、その他、みどりの記憶とか街路樹の部分は少し検討させていただきます。

あと、早大の理工学部については、たしか道路の整備方針の方で、歩行系幹線みたいな形の位置づけとか、地区別のまちづくりの中での位置づけをしております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

近藤委員 続いて、ちょっと質問なんですけれども、風のみちですけれども、これは新宿区独特の考え方でしているんですか、風のみちの概念みたいな、定義みたいな。

今、何か科学的に、東京湾から本当に風のみちというのを調査とかやっていますよね。それにつながる道という意味なのか、ただあいていれば、そこは風の通り道になるという、そういう単なる新宿区的な概念で風のみちとおっしゃっているんですか。

橋口副参事 風のみちにつきましては、ドイツのシュツットガルトというベンツの本社がある工業都市で、緑道を「風の

道」としてつくって、都市の公害の問題を改善したというのが始まりのようです。都市環境を改善する上で、街路樹とか水辺とか、そういったものが風で冷たい空気を運んでくると。それらによって環境が改善されるということで、新宿区で、ここで位置づけているのは、立派な街路樹とか、そういったものもやっておりますので、そういったものを通して、少しでも環境を改善しようということ、風のみちという言葉を使っているものです。

近藤委員 では、東京湾から風の道が、超高層がいつぱい建ったから風の道が変わったとかというので調査していますよね、あれにつながるわけじゃないんですね。

橋口副参事 それは、汐留のところの開発の問題とかありませんけれども、それと直接のリンクはありません。

近藤委員 丸の内はまだ風の道って、実際に調査してあるんですね。

橋口副参事 それとは、直接結びついてるものではない。

戸沼会長 新宿の風のみちなんです。

近藤委員 では、海風が通る道を、一応、風の道と言っているみたいですが、それでも、そうじゃなくて新宿独特の概念、概念ですね。

橋口副参事 そうです。

近藤委員 わかりました。

戸沼会長 はい、どうぞ。

それでは、ほかに。いろいろ御注文を少しいただく方がいいと思いますので。

どうぞ。

かわの委員 前回のときに土地利用の関係で、土地利用の面積構成比で、道路が一九八六年から一九九一年に、三十一ヘクタールもふえて、このままいつたら道路ばかりになってしまふんじゃないかという、ちよつと極論ですけれども、申し上げましたけれども、どうもその後いろいろ話を聞きましたが、それはどういふふうになりましたか、ちよつとそこだけ。

橋口副参事 道路の率につきましては、平成三年から八年ということ、以前、出したものと現在のものが、少し違っているというのがありまして、それは調べたんですけれども、実際はマップというんですか、地図の基図がアナログの地図からデジタルのマップに変わったというのがあったということで、その際の差異が若干あったと。

それから、あと二千五百分の一の基図というもので、今現在、計測しているというものだそうです。そのために、詳細な部分については、やはりなかなか調査時点ごとで差異が生じる可能性があるということ、ただ、大まかな傾向としては、そんな極端に道路がふえていくということはないという形になっています。

かわの委員 どうもデータのとり方のよう、逆に言えばそれだけまだ、逆に今度は心配になってきて、道路が全然、遅々として、防災という立場から見ると進んでいないということが、改めて今の話を含めると明らかになってくるわけで。そうすると、防災のところでは、ちゃんと出ているんですけども、ここだけは何だか随分トーンが低くて、防災まちづくりの二ページのところで、まちづくり方針のところで、六メートル以上の主要道路の整備及び電線の地中化についてという

ところで、ここだけはまちづくりの中で検討しますという、実際にここだけは後ろ向きな話になっていきますけれども、やっぱりここはぜひ推進しますとか、そういう形で書いていくべきで、ほかのところはみんな計画的に行いますとか進めますとかとなっているけれども、ここだけ検討しますというのは、防災上からも、整備と電線の地中化というのは大変なことです。ここはきちつとやっぱり進めるといふ方向にいたしてほしいというふうに思います。

それから、この前も言った、四メートル道路の問題もありますけれども、都市計画道路の関係については、やっぱりぜひ、もう少しの中で検討して、本当に必要な、必要ないとはいわれないにしても、本当にこのままずっと都市計画道路で残していいのかどうかということ、やっぱりほかに検討するところないんだから、都計審で議論をする以外にないと思いますので、それがこの方針にどう反映されるかというのはともかくとしても、しかし僕はやっぱりしっかり議論して、一方では開通した、その部分の補完的なところについてのまちづくりみたいなのも、特に言っているのは補助七十四号と、それから早稲田通りとの関係みたいなのを、それは地区別の方針になるかもしれないけれども、しっかり示してほしいというふうに思います。

それから、もう一点は、緑の関係でいろいろお話がありました。このみどりの方針の五ページのところで、公園面積を一人当たり五平米としますというふうな、ここは目標は出ているんですけども、ここはやっぱりさっきの沢田委員の話じゃないんですけども、基礎人口が変わると変わるようなあれじゃない

くて、やっぱり具体的に都市マスタープランの中で、今、公園面積が出ているわけだから、それをもう少し具体的にやっぱり示していくと、何平米にするという目標をね。本当はできれば、先ほどのあれを見ると、新宿区は何と四谷地域におんぶにだつこで、公園はなっているわけで、本来であれば地区別方針じゃなくて、このみどり・公園方針の中で、ある程度、地域別な目標みたいなのを、やっぱりきちつと示しておくべきではないか、それで達成できなかったかどうかということ、また次のときに反省をして方針を出せばいいと思いますので、そういうためにもしつかり公園の面積というのを、一人当たり五平米ということだけじゃなくて、絶対数としてここはぜひ出しておくべきではないかなというふうに思います。

それから、そのものになるためには、今、国有地の、いわゆる売却というのがかなり進んでいて、新宿区内には国家公務員住宅というのが結構あるものですから、だからその辺も含めて、ちょうどこの公園の整備というのは、この方針の中でしつかり示していくべきだろうというふうに思います。

意見として申し上げます。
戸沼会長 ありがとうございます。御意見を伺って、対応できるなら。今言うことがあれば。

橋口副参事 六メートル道路の問題について、決して後ろ向きということではなくて、地区計画等のまちづくりの中で、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

あと、都市計画道路につきましては、先ほど都市計画法十八条二の話もございましたけれども、実は都市マスタープランは区だけでつくるものではなくて、東京都の整備、開発及び保全

の方針にのっとらなくてはいけないことになっております。そういった中で位置づけられているものについては、いろんな考え方があるというのは承知しておりますけれども、広域的な見地からの位置づけというのにも必要だというふうに考えております。

それから、一人当たりの公園面積は、御指摘のとおり確かに人口が減ってしまえばふえてしまうというのもありますので、そういった意味では緑被率の目標とか、そういったものも区は持っております。それは絶対値ですので、そういったものをあわせて入れていくような形にしていければというふうに思っております。

それから、公有地の活用についても、当然検討していきたいということ、先ほど御議論ありました地区の庭の中でも、そういったオープンスペースの活用ということで、管理者の協力を得てやればというふうに考えております。

以上です。
戸沼会長 大体時間になりましたけれども、もし御質問、御意見があればいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。
岡川委員 先ほどのかわの委員の質問に関連して、道路についての面積のとり方について、多分これは公道の面積をベースにしていると思えますので。本来なら、私道の建築に当たっての敷地後退、その他の部分が、実際は公開される空地として生きてくるわけで、その辺もトータルに、データ的には大変苦労がいろいろありますが、実際その辺を含めるとかなりの道路が広がっているという感覚を私は持っているんですね。そういった

ところを、ちょっと何らかでデータのあらわせる方法がないのか。

逆に言うと、新宿区の今の二項道路を全部広げた場合や、将来的には道路面積、どのくらいになるのかという数字まで、簡単にある意味でははじき出すことができるだろうと。それに対して、道路整備、要するに公道として整備していく部分の面積が、どれだけ寄与していくかというようなことも、あわせて考えるべきじゃないかと。

同じように公園についても、児童公園も含めて、いろいろ公園の整備というものがありますので、そういったものを大きな目標の中で、例えば公的な、二十四時間開放している、公開されている敷地内、例えば公的住宅の通路ができるとか、通行ができるようなところは、逆に公開空地的な概念からいうと、ある意味では公営的な役割も果たしているはずなので、そういった数字も、将来、出していった方がよろしいんじゃないか、そういうふうに感じます。

戸沼会長 御要望ですけれども。

ほかに。はい、どうぞ。

近藤委員 すみません、さっきのスローガンのことなんですけれども、いいですか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

近藤委員 この新宿の将来像という一種のスローガンだから、あらゆる角度から読む、立場の人が読んで、誤解のないようなスローガンにしなきゃならないと思うので、ちょっと二番のわたしたちが創る子どもたちの未来という、何かちょっと、一見また違った、素直に読めばわかるんですけれども、ちょっ

と考え方によっては、子供の未来は基本的に子供がつくるもので、大人たちが何か子供の未来をつくるかのような誤解が生じないかなという気がしています。

戸沼会長 では、御意見として伺って、また検討に供したいと思えます。

ほかに。はい、どうぞ。

泉委員 先ほど風のことです。ちょっとお話がありましたのですが、風の通る道筋は大変重要だと思んですが、特に西新宿あたりの高層ビル街のことを思いますと、これから冬場、大変風が強くて、高層ビル街は歩きたくないまちになると思っていて、私は大変心配しているんです。モード学園のお話もありましたときに、やはり風の強さがちょっと強化するという道筋の話があったので危惧しているんですが、歩きたくない超高層ビル街になりがちであると、緑は底辺にふやしたいんですが、歩きたくなくなる可能性があるということで、風のことでは大変危惧しております。

戸沼会長 あその足回りについてはいろいろ御意見があつて、位置づけと同時に具体策を提案できればよろしいと思いません。

ほかに、よろしいですか。

はい、どうぞ。

おぐら委員 地区別まちづくりで、前回、七地区でやってきたのが、今回、十地区になったという、その辺の理由づけですか、あと、いわゆる角筈が新宿駅周辺ということ、出張所単位でやっているということなんで、その辺については何か説明というのは入れる必要はないか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

橋口副参事 御指摘のとおりでして、きょうはたたき台として出させていただきましたので入れていないんですけれども、これは以前、街区構成の中の考え方として、平成八年のときには七地域という形でやっていたわけですけども、それを区民により実感のある単位ということで、出張所を単位とする十カ所の、前は地域だったのが、今回、地区ということで十地区になるという形で考えております。これ、前回の資料で、街区構成ということ、その辺を少し出させていたいただいてありますので、最終的には、その辺も含めて、最初に書かせていただこうというふうに思っております。

それから、あと新宿駅周辺につきましては、角筈の出張所のエリアだけではなくて、実は出張所単位でいくと本庁エリアというのがありまして、区役所のエリアですね、区役所エリアというのが新宿三丁目ですとか歌舞伎町一丁目があるわけですけども、そのエリアを一緒にするような形で、新宿駅の東西を一体的に考えようということで、新宿駅周辺エリアという形にしております。そこだけの、そういった説明も入れていこうというふうに考えております。

戸沼会長 かなり短い時間で、急いでいろいろ議論しなきゃいけないので、お気づきの点がありましたら事務局へ連絡していただいていたらいんでしょう。

はい、どうぞ。

とよしま委員 こちらの方もやっていいんですか、地区別まちづくり方針も。質問、一言だけ。

戸沼会長 はい、どうぞ。

とよしま委員 六項目にきちっと分類した上で、それぞれ出されたものが非常にまとまって、全部読んでみたんですけども、非常に大変な御苦労だったなと思ひまして、自分の住んでいる地域の四谷を再度チェックしてみたんですけども、一つ防災の視点がこの中にも入っていないくて、どうなのかなと。過去の都市マスタープランには、やはり載っていました、具体的に今回この中に入れられておったので、ひとまず安心はしたんですけども、この中、三、一の三ページの広域避難場所の周辺整備を進めると。ここで新宿御苑が出されているんですが、区の地域防災計画によりまして、この四谷地域では明治神宮外苑地区と、あと迎賓館、上智大学一帯が広域避難場所に入っていますので、ああいった、こころ一つだけにした理由というのは何かあるのか、それとも三つ入れるべきではないかなと思うんですけども、これは先ほど説明いただいたまちづくり方針の中の防災の視点にも、同じように地図に落とされて、四ペーシに明治神宮外苑と迎賓館一帯がきちっと落とされているので、これはきちっと入れておくべきではないかと、こう思ったんですが、この点はいかがでしょうか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

橋口副参事 御指摘のとおりです。それについてはちょっと漏れていましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

戸沼会長 この地区のものは、まだ細かく議論していませんので、そこは要望を出していただいたらいかかと思ひます。それでは、長い時間かけましたけれども、審議としてはこれで終わりたいと思ひます。

今後の日程等があったら。

橋口副参事 資料四が、今後の審議日程（案）についてという形で出させていただいております。上の方、きょうが十一月十五日ということで、まちづくりの目標、まちづくり方針の検討をさせていただいております。この後、都市マスタープランの検討部会ということで、きょうの御意見も含めまして、もう一度その辺を整理していきたいというふうに考えております。

次回なんですけれども、今回は十二月十四日ということで、ここでは骨子案という形になってしまいます。このままですと、なかなか実質的な議論ができませんので、次回の審議会はちょっとなかなか難しいもので、検討部会を十二月上旬に一回、開かせていただきたいと考えております。きょうの御議論を引き取らせていただいて、審議会で十分、御議論いただきましたけれども、そういったものを含めて検討させていただいて、次回、十二月十四日に都市計画審議会としては骨子案を固めさせていただくという形で進めさせていただければと思います。

以上です。

戸沼会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

かわの委員 骨子案というのは、どんなイメージ、例えばこういうイメージになるんですか、それとも今までのものを全部まとめたみたいな感じになるの、ある程度。その辺はちよつとイメージを教えてください。

橋口副参事 実は、そこが難しいところとして、基本構想審議会の、検討状況もありまして、実は都市計画審議会の方が中身的には進んでいるんですよね。基本構想審議会の状況を

すと、きょう資料一としてお配りしたものがございますね。その中のもの、要するに将来像ですとか目標、その次の三ペーシからの都市マスタープランと基本計画の体系検討案、その中に具体的な、もう少し基本目標とか個別目標の説明が入ってくるイメージかなと。それプラス、どこまで出るかわかりませんけれども、都市構造の部分と、それとあと地区別の部分ですね。都市マスタープランの部分、かなり大きなボリュームとしてついてくるのかなという形で考えております。

戸沼会長 はい、どうぞ。

沢田委員 そうすると、この予定でいくと、次は十四日で骨子案で、それで一月の中旬はもう答申案の検討ということで、ものすごく急速に進んでいくという。その間には、検討部会が十二月上旬に一回だけ入るということなんです。十二月上旬のは検討部会ですよ、これね、審議会ではないんですよ。そうすると、きょうみたいに資料が当日に出されて、それで何か意見を言ってくれと言って意見を言っても、時間も限られていの中で非常に厳しいんですけども、骨子案というのは、いつごろ、では送付していただけるのかですね。十二月上旬に部会で検討されて、十四日には審議会で実際にそれを議論するわけですよ。決定までしてしまつたんですよ、すごく厳しいなと思うんですけども。

橋口副参事 実は十二月五日に、基本構想審議会が開催される予定になっております。そこが最終タイミングですので、そこまでに基本構想審議会として固まったものがあれば、それを皆さんにお送りできるかなと思っております。それを受けて、検討部会で検討してぎりぎりになるかもしれないけれども、

十四日の前にはお送りできるような形を考えていきたいと思っております。

戸沼会長 きょうの出された資料の全体像が、ともかく基本方針と地区別のものがワンセットで出たので、これを煮詰めていくというのが我々のイメージですね。そして、さらに頭にあるキャッチフレーズのものと、それを我々としては出して、そこと基本構想の部隊がどういうふうに審議されているか、僕もちよつとわからないんだけど、そのタイミングに合わせ、一緒にできるような筋書きにしてみらえればいいんですね。

企画部長がおられますけれども、何かその辺、イメージがありましたら。大体そういう感じでよろしいですか。よろしいようですので、我々の守備範囲と言うのも変だけれども、少し絞りながら、途中で御意見を入れたところをまたフィードバックして、検討部会と審議会とあわせて、確かに日程はかなりタイトなので、そこで集約的にどれだけできるかということ。

それから、地区別に関しては、御意見があったらどんどん言

っていただいて、検討部会でそれを議論するという筋書きを入

れないと、審議会だけでは難しいと思いますので、よろしくお

願います。

それでは、よろしいですか、きょうは。

戸沼会長 それでは、本日の審議はこれで終了とします。

他に事務局からありますか。

内藤都市計画主査 事務局です。

まず、本日の議事録でございますが、個人情報に当たる部分を除きホームページに公開してまいりたいと考えております。

よろしいでしょうか。

次に、次回の予定でございますが、十二月十四日、木曜日午

前十時より開催を予定しております。場所はここの六階、第二委員会室を予定しております。開催案内は改めてお送りしますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

戸沼会長 議事録の公開はよろしいですね。

それでは、本日の審議会を閉会します。どうも長いことあり

がございました。

午後四時四十三分閉会

第一二九回 新宿区都市計画審議会会議録

平成十八年十一月十五日

会長 戸沼 幸市

署名 岡川 榮司